

第4次

胎内市男女共同参画プラン21（案）

（計画策定期間：2025年度から2029年度）

第1章 基本計画の概要

1 計画策定の趣旨

我が国では、日本国憲法において個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取り組みが、国際社会における取り組みとも連動しつつ、着実に進められてきました。また、男女共同参画社会基本法（1999年）において男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置付けています。

胎内市では、2000年に「女（ひと）と男（ひと）共同プラン」を策定した後、計画の趣旨等を発展的に引き継ぎながら、2020年3月に改定した「胎内市男女共同参画プラン21」では、～男女がいきいきと活躍できるまち～を基本目標に掲げ、男女共同参画に関する施策や事業を進めています。

前計画期間においては、2020年に新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、人々の生活に重大な影響を及ぼし、社会状況や生活の在り方が大きく変化しました。

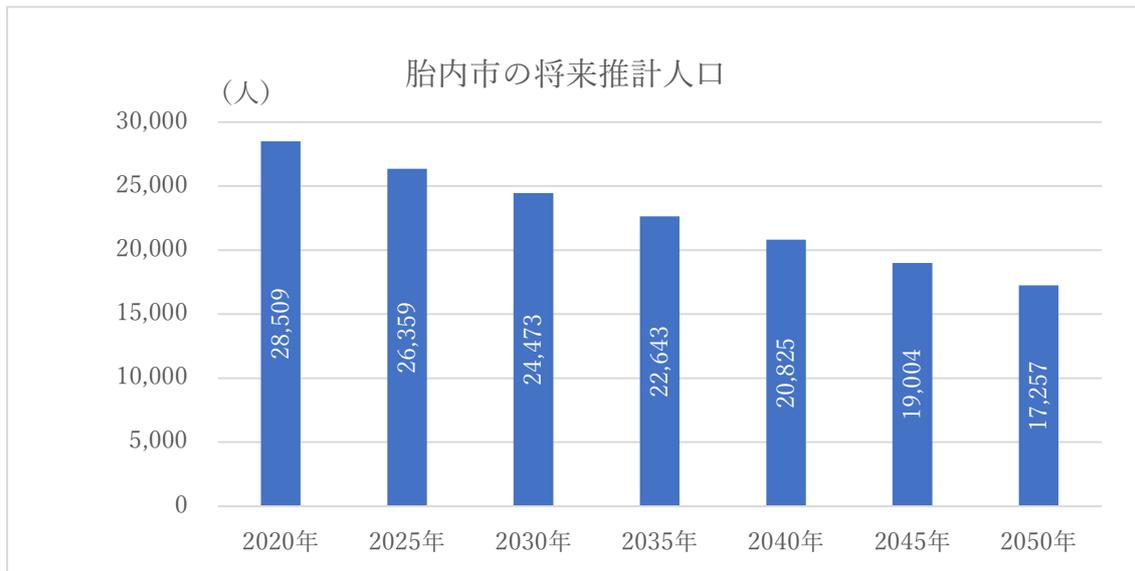
コロナ禍における雇用者数の減少幅は女性の方が大きく、また、生活不安・ストレス等の影響で配偶者からの暴力（DV）の増加等、特に女性に深刻な影響を及ぼした一方で、オンラインの活用や在宅勤務等のテレワークの導入が進み、自分が望む働き方やライフスタイルの実現に繋がるきっかけとなりました。

前計画の方針等を継承しつつ、社会情勢や前計画からの進捗状況、当市における男女共同参画を取り巻く現状や課題等を踏まえるとともに、新たな視点を加えるなど、今後の方向性をまとめた計画として改定を行ったものです。

●胎内市の状況

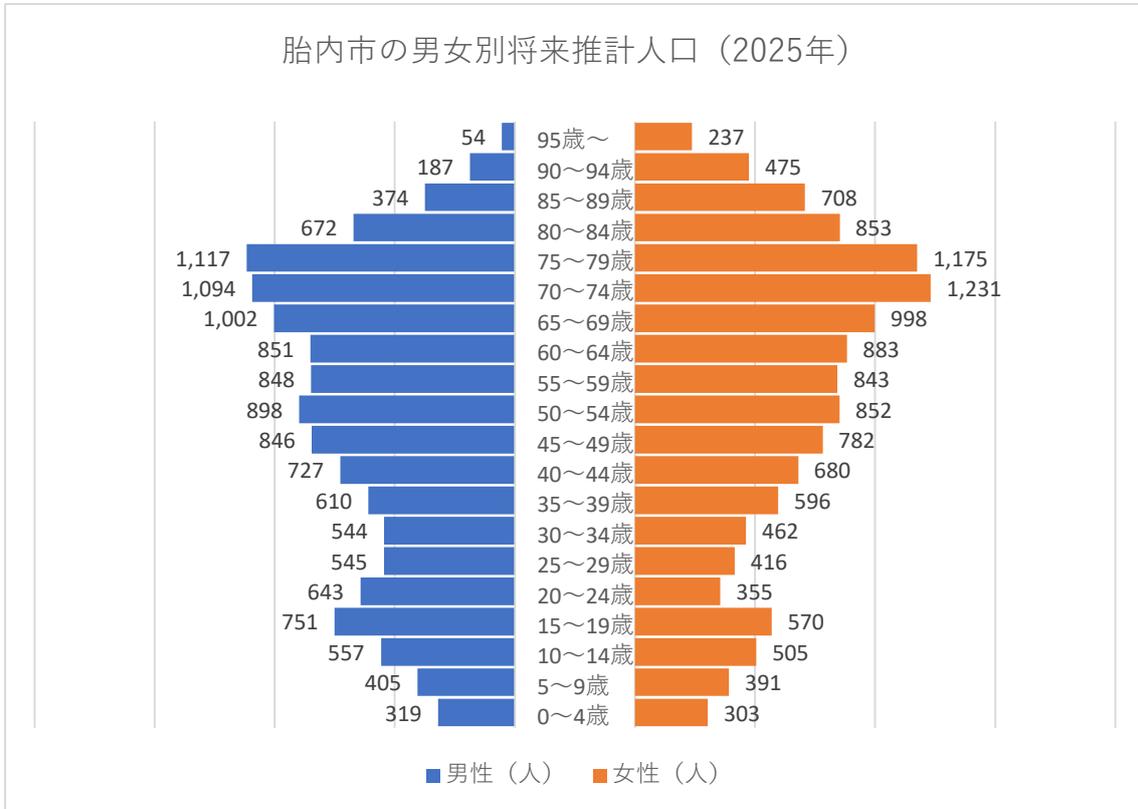
当市の人口は、2020（令和2）年の国勢調査において28,509人でしたが、国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口によると、2050年までに39.4%（11,252人）の人口減少が推計されています。年齢区別の人口推移をみると、年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15～64歳）、高齢者人口（65歳以上）それぞれ減少しています。高齢化率は、今後も増加を続け、少子高齢化が一層進むことが予想されます。

女性の年齢階層別労働力をみると20歳～69歳までの各年齢区分において国・県を上回っています。「M字カーブ」のM字の谷の部分は浅くなっているものの国・県と同様に30～34歳及び35～39歳の労働力に落ち込みが見られます。また、女性の20～24歳の人口減少の割合が高くなっています。



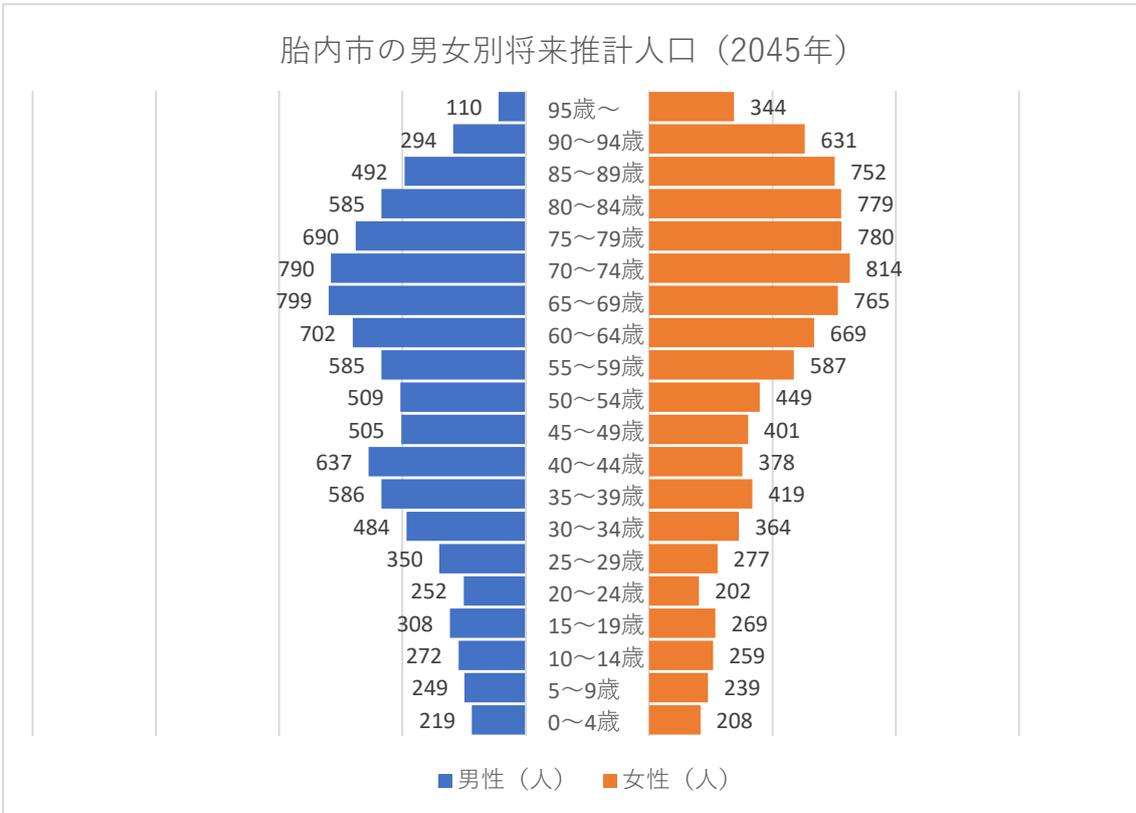
資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口（市区町村）

第1章 基本計画の概要

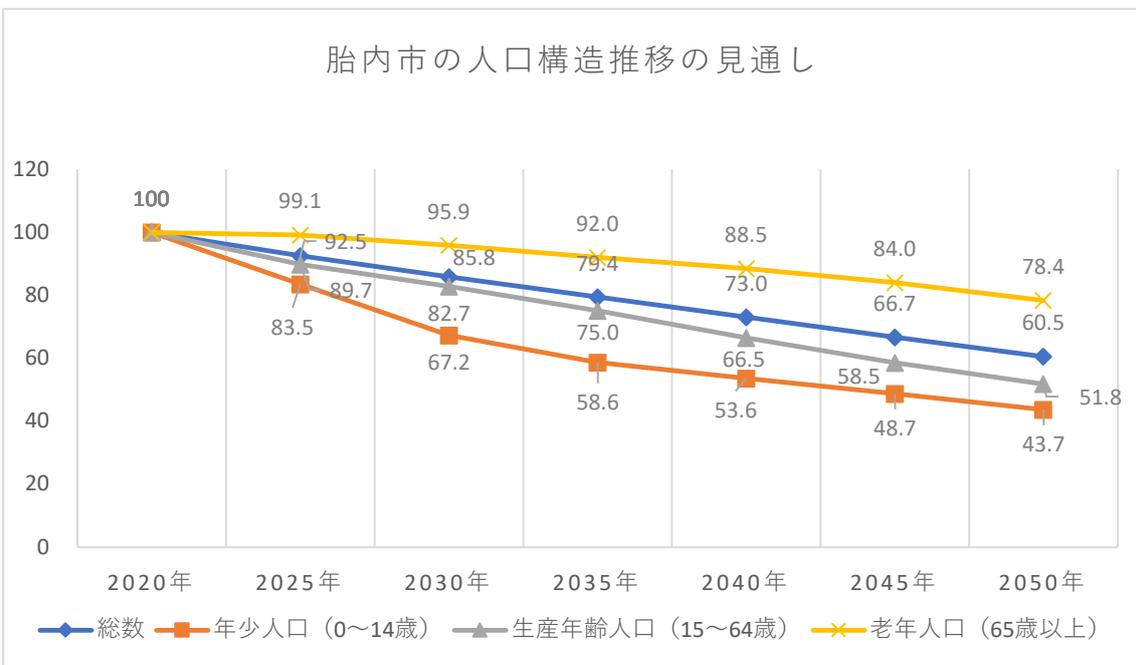


資料：国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口（市区町村）

第1章 基本計画の概要

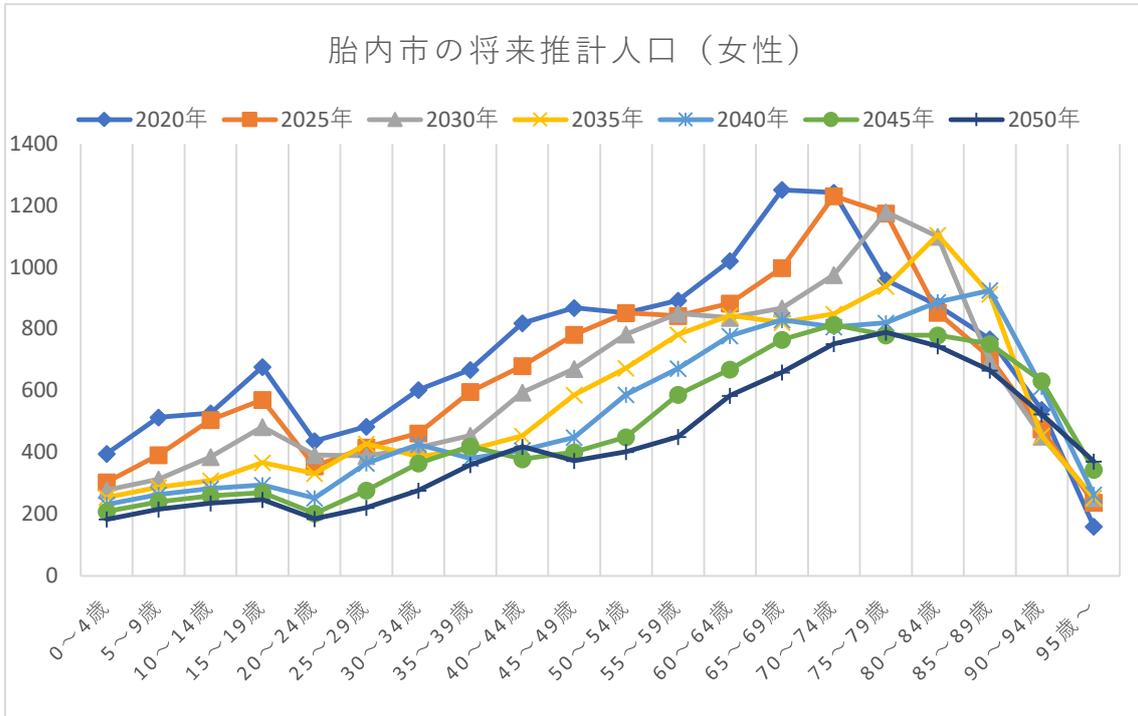


資料：国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口（市区町村）

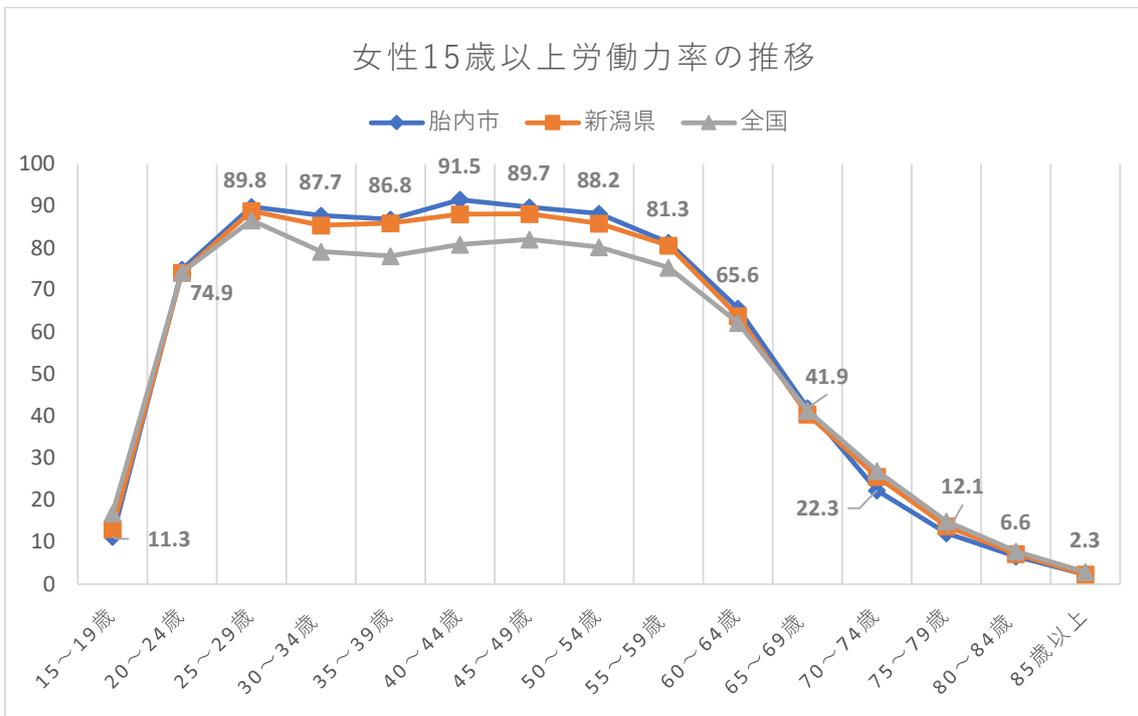


資料：国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口（市区町村）

第1章 基本計画の概要



資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口（市区町村）



資料：令和2年 国勢調査

●アンケート調査結果

令和5（2023）年12月に実施した男女共同参画に関する「市民アンケート調査」・「中学生アンケート調査」・「事業所アンケート調査」（新規）の主な概要は以下のとおりです。

※前回調査：平成30（2018）年実施

【市民アンケート調査】

○男女平等について

園・学校における平等感は5割と高いものの、家庭生活や職場、社会全体では「男性の方が優遇されている」と認識している傾向が引き続き見られます。

○性別による固定的な役割分担意識について

「男性は仕事、女性は家庭」という固定的役割分担意識について、反対割合が前回調査より1割以上増加しています。

「賛成」の理由について、男女ともに「家事・育児等と両立して働き続けることは大変」が高くなっています。また、男性は「男性は仕事、女性は家事・育児等に向いている」、女性は「自分自身がそういった環境で育った」の割合が、男女別で差が見られます。

「反対」の理由について、「お互いに仕事をしていても家事・育児等は協力すべき」が高くなっています。

○家庭における役割分担意識について

家庭労働について、依然「女性」への負担が大きい状況となっています。主たる収入は「男性」が5割を超えています。

○女性の働く環境について

「働く場が多い」、「能力が発揮できている」、「労働条件、環境が整っている」、「昇進・給与等に男女の差別的扱いがない」「ハラスメントが少ない」と認識しているとの回答が、1割以下となっています。前回調査と比較すると変化はみられませんでした。

○ドメスティック・バイオレンス（DV）について

被害経験があるのは、女性で1割以上、男性は1割以下、その他は2割以上となっており、前回調査より増加しています。

○ハラスメントについて

「パワー・ハラスメント」の経験が2割以上で「モラル・ハラスメント」、「マタニティ・ハラスメント」等が1割以下、経験があると回答しています。「セクシャル・ハラスメント」は女性以外でも見られました。

【中学生アンケート調査】

○男女平等について

学校生活と家庭生活における平等感は5割を超え、高くなっています。前回調査と比べ平等感は減少し、男子の平等感が1割以上の減少が見られました。

○性別による固定的な役割分担意識について

「男性は仕事、女性は家庭」という固定的役割分担意識について、「反対」が6割を超え、前回調査より3割以上増加しています。また、「反対」は、女子は8割、男子は4割と男子に性別役割分担意識が高くなっています。

○固定的役割分担意識の刷り込みについて

大人の人に「男だから〇〇しなさい、女だから〇〇しなさい」という固定的役割分担意識の刷り込みについて、「言われたい」は7割を超え、前回調査より2割以上増加しています。また「言われたい」は、女子は7割、男子は8割と女子に対しての刷り込みが高くなっています。

刷り込み内容は、男女ともに「服装・身だしなみ」が高くなっています。「泣いたとき」は、男子が4割、女子は割合なしと男子のみに見られました。「誰に言われたのか」は「親に言われた」割合が8割と高くなっています。

○男女共同参画についての学習について

「学んだことがある」の割合は8割を超え、高くなっています。前回調査より3割増加しています。

【事業所アンケート調査】

○ワーク・ライフ・バランスの取組、従業員の子育て支援の取組について

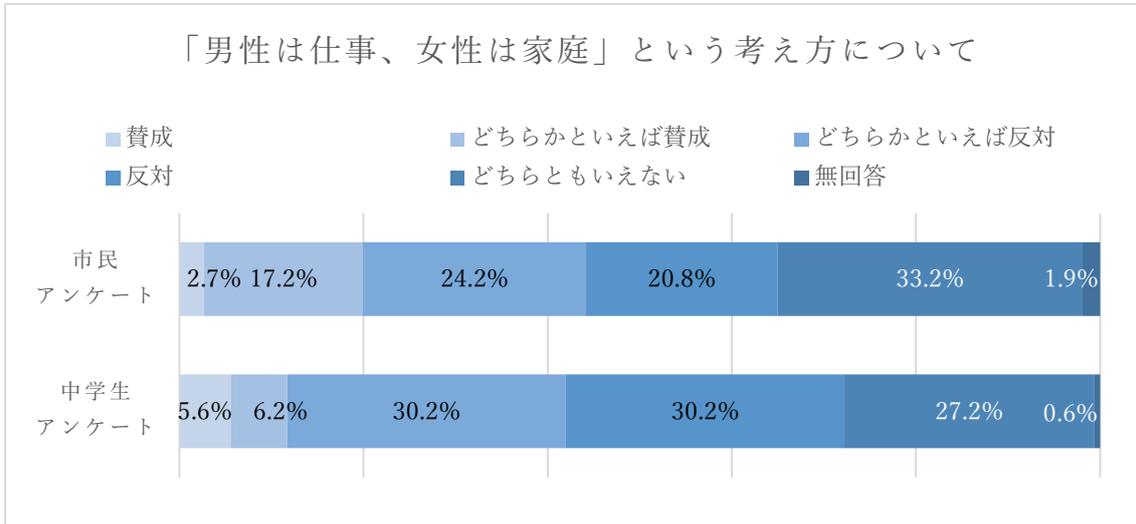
ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる事業所は5割を超えていますが、取り組んでいない事業所は4割となっています。

子育て支援に取り組んでいる事業所は4割以上となりました。

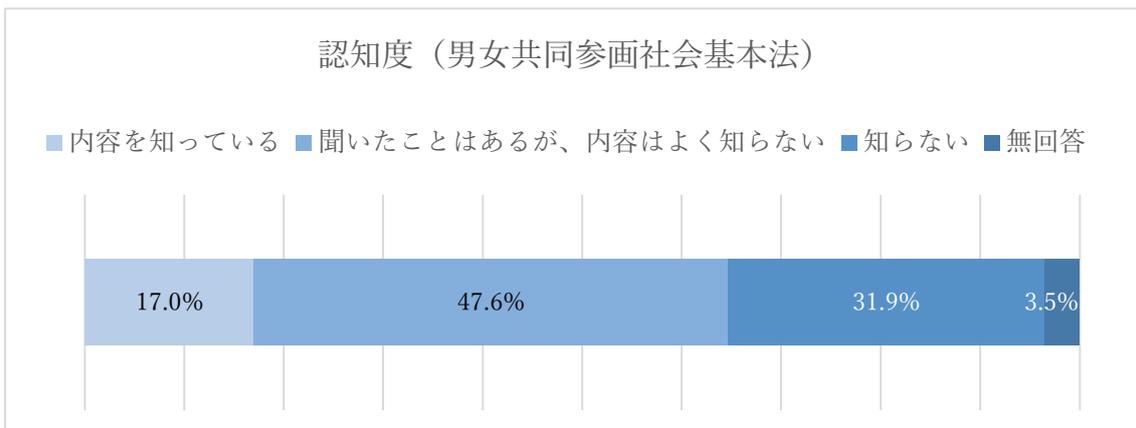
○ハラスメントに対する取組について

社内にハラスメントの相談できる窓口がある企業は3割を超えています。「問題がないので、特に何もしていない」企業が3割を超え、「必要性はあるが、特に何もしていない」企業は1割を超えています。

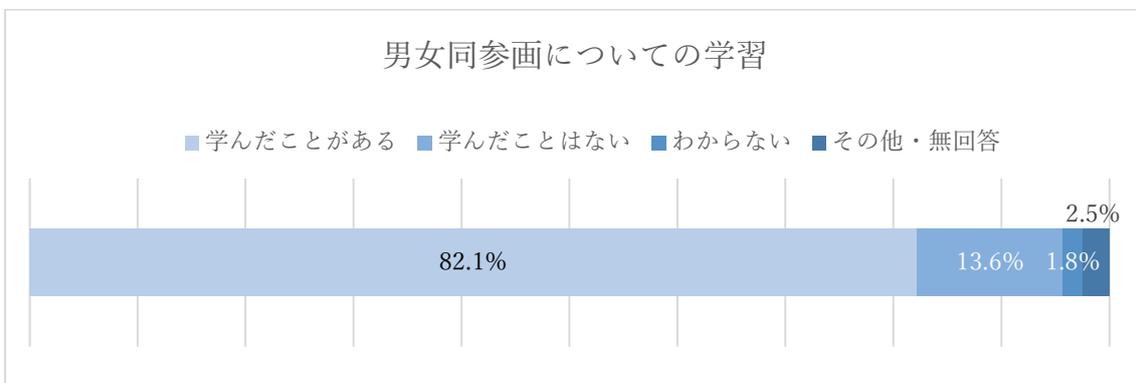
第1章 基本計画の概要



資料：令和5年度 市民アンケート調査・中学生アンケート調査



資料：令和5年度 市民アンケート調査



資料：令和5年度 中学生アンケート調査

2 計画策定の背景

(1) 世界の動き

国際連合は、1975年を「国際婦人年」と定め、国際婦人年世界会議（メキシコ会議）を開催して「世界行動計画」を採択し、その後10年間を「国連婦人の10年」と定め、世界の国々に対し女性の地位向上のための積極的な取組を呼びかけました。

1979年には、国連総会において、「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択されました。

1995年には、北京で開催された「第4回世界女性会議」で、女性の地位向上の国際的な指針となる「北京宣言」及び「行動要領」が採択されました。

2000年には、国連特別総会「女性2000年会議」がニューヨークの国連本部で開催され、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領」の実施状況を評価・検討するためのさらなる行動とイニシアティブ（成果文書）が採択されました。

2005年には、「第54回国連婦人の地位委員会（北京+10）」が開催され、「北京宣言及び行動綱領」など評価・見直しを目的とした、10項目にわたる女性の地位に関する決議が採択されました。

2010年には、「第54回国連婦人の地位委員会（北京+15）」において、「北京宣言及び行動綱領」などの実施に対する貢献を強化する「宣言」と、7項目の「決議」が採択されました。

2011年には、これまでの女性の地位向上を進めてきた4つの機関を統合して、「UN-Women」が正式に発足しました。

2012年には、第56回国際婦人の地位委員会にて、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案が採択されました。

また、2015年には、「持続可能な開発のための2030アジェンダ平等と女性のエンパワーメント」決議案が採択されました。

また、2015年には、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（SDGs）が採択され、目標5「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」として明記されました。

(2) 日本の動き

日本では、1975年の国際婦人年を契機に、同年総理府（現在の内閣府）に「婦人問題企画推進本部」が設置されました。

1977年には、女性の地位向上に関する施策の方向、目標等を明らかにした「国内行動計画」が策定されました。

第1章 基本計画の概要

1985年には、「男女雇用均等法」の制定など国内法の整備に努めた上で、「女子差別撤廃条約」を批准しました。

1999年には、男女共同参画社会の実現を促進するため基本的な法律として「男女共同参画社会基本法」を公布、施行し、2000年に、この法律に基づく「男女共同参画基本計画」が策定されました。

2001年には、配偶者からの暴力（DV）にかかる通報、相談、保護、自立支援などを目的とした「配偶者の暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下、「DV防止法」という。）」が制定されました。

2005年には、政策・方針決定過程への女性の参画や女性のチャレンジ支援等を盛り込んだ「男女共同参画基本計画（第2次）」が制定されました。

2007年には、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

2010年には、実効性のあるアクションプランとするため、「成果指標」を設定した「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。

2015年には、事業主行動計画の策定を大企業の事業主に義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）」が成立し、同年、男性中心型労働慣行等の変革やあらゆる分野における女性の活躍などに視点をおいた「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。

2018年には、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進するため、国及び地方公共団体の責務等を定めた「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されました。

2020年からの世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大を経て、男女共同参画の重要性を再認識するとともに、新しい令和の時代を切り拓き、また、ポストコロナの新しい日常の基盤となることを目指して、12月に「男女共同参画基本計画」が策定されました。

2024年4月には、年齢、障がいの有無、国籍等を問わず、性被害や家庭の状況等のさまざまな事情により日常生活や社会生活を送る上で困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）」が施行されています。同月には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」も改正され、保護する対象を身体的暴力だけではなく、精神的暴力まで拡大するとともに、国が定める基本方針および都道府県が定める基本プランに、被害者の自立支援のための施策や国・地方公共団体・民間の団体の連携・協力について記載することとされました。

(3) 新潟県の動き

新潟県では、「男女共同参画社会基本法」と国の基本計画の趣旨を踏まえ、2001年に「新潟・新しい波 男女平等推進プラン」が策定されるとともに、2002年には、男女共同参画社会の実現に向けた県と県民、事業者の取組の基本的な方向を明らかにした「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」が施行されました。そして、この条例の基本理念に基づき、2006年に「新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」、2013年に第2次計画が策定され、さらに2017年には、2015年9月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく都道府県推進計画（女性活躍推進計画）」と一体となった第3次計画が策定され、国の「第5次男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえ、2022年に第4次計画が策定されました。

新潟県では、性に関する多様性を多くの方が認識し、理解を深めるための取組を進めるとともに、性的マイノリティの方が抱える生活上の困りごとの軽減など、誰もが暮らしやすい環境づくりにつなげるため、2024年9月から「新潟県パートナーシップ制度」の運用が開始されました。

(4) 胎内市の動き

胎内市では、2000年に「女(ひと)と男(ひと)共働プラン」を策定し、女性と男性が生き生きと活躍でき、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現をめざして様々な取組を進めてきました。

2002年には、総務課に人権啓発係を設置し、人権行政、男女共同参画の総合的な役割を担い、推進のための取組や事業を実施してきました。

2008年に市内の企業・団体等により構成する「胎内市女性政策推進委員会」で審議し、「胎内市男女共同参画プラン21」を策定しました。

2010年には、全庁で男女共同参画を進めていくため、副市長を議長とし、教育長、各課長で構成される「男女共同参画推進会議」を設置しました。

2013年に「胎内市男女共同参画推進委員会条例」にて各種団体の代表、市民等で構成する「胎内市男女共同参画推進委員会」を設置し、2014年第2次計画を策定しました。

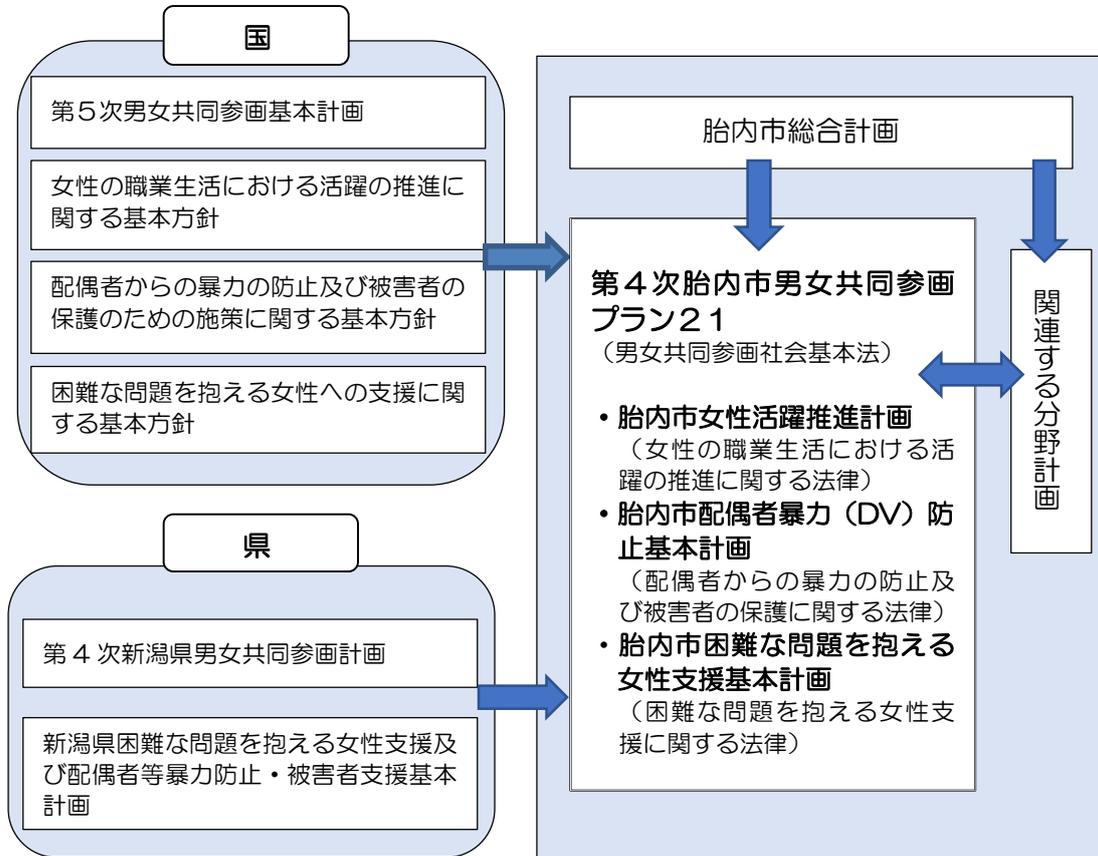
2020年には、女性活躍推進法が施行されたことに伴い、本計画を「市町村推進計画」に位置づけ、第2次計画の基本理念を引き続き継承し、女性の社会参画の促進に努めるべく第3次計画を策定しました。

2024年9月に市民一人一人が自分らしく安心して暮らしていけるよう、お互いの個性や多様性を認め、差別や偏見のない人権が尊重される地域社会の実現を目指し、「パートナーシップ制度」を創設しました。

3 計画の性格

社会のあらゆる分野で男女共同参画を推進していくための総合的な計画として、胎内市が行う施策の基本的な方向や内容を明らかにしたものです。

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づき、国の第5次男女共同参画基本計画」や県の「第4次新潟県男女共同参画計画」を勘案して、男女共同参画社会の促進に関する施策についてまとめた「市町村男女共同参画計画」です。
- (2) この計画は、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく胎内市における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画として位置づけます。
- (3) この計画は、「DV防止法」第2条の3第3項に基づく胎内市における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画として位置づけます。
- (4) この計画は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条3項に基づく胎内市における市町村基本計画として位置づけます。
- (5) この計画は、第2次胎内市総合計画を基本として、その他関連計画との整合性をとるものです。
- (6) この計画は、行政だけではなく、広く市民、企業、団体等に理解と協力を求め、家庭、地域、職場での実践を期待するものです。



4 計画の期間

この計画は2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までとし、期間満了までに新たな計画を策定するものとします。

5 胎内市男女共同参画計画におけるSDGsの取組について

「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals SDGs）*を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、平成27（2015）年9月に、国連サミットで採択されました。

17ある目標の5番目に「ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う」を掲げられました。

この状況を踏まえ、本計画においても、上記目標を中心に、各項目を意識しながら引き続き男女共同参画社会実現に向けて取り組んでいきます。



第1章 基本計画の概要

計画の体系

	基本目標	重点目標
男女がいまいきいきと活躍できるまち	Ⅰ 人権を尊重した男女平等を推進する意識づくり	1 男女一人ひとりを尊重する意識づくり
		2 男女平等を推進する教育・学習の充実
	Ⅱ あらゆる分野での女性参画	1 政策・方針決定の場における女性参画
		2 農林水産業・商工業等自営業における女性参画
		3 地域活動・防災活動等における女性参画
	Ⅲ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がとれた環境づくり	1 家庭と仕事等の両立支援の充実
		2 男女平等な就業環境の整備
	Ⅳ 元気に安心して暮らせるまちづくり	1 生涯にわたる生と性に対する正しい知識の普及と心と体の健康支援
		2 あらゆる暴力の根絶
		3 貧困等により困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備
		4 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく支援
	Ⅴ 推進体制の整備及び管理	

※（*）の項目には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「市町村基本計画」に該当する施策を含む

※（*²）の項目には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく「市町村基本計画」に該当する施策を含む

※（*³）の項目には、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく「市町村基本計画」に該当する施策を含む

施策の方向
(1) 家庭生活・地域・職場における男女平等の意識改革
(2) あらゆる分野における固定的性別役割分担意識の解消・社会的慣習の見直しに向けた啓発活動の推進
(3) 性的マイノリティ（LGBTQ）に対する理解の促進
(1) 保育園（こども園）・学校における男女平等の推進
(2) 保護者・保育士・教職員等への意識啓発活動の推進
(1) 職場・各種団体等の方針決定の場への女性参画の促進（*）
(2) 市の審議会等への女性委員の積極的登用の促進（*）
(1) 女性の起業支援（*）
(2) 女性の社会参画及び経営支援（*）
(1) 地域活動における男女共同参画の促進（*）
(2) 防災分野における男女共同参画の促進（*）
(1) 男性の家事・育児・介護への参画促進（*）
(2) 子育て支援体制の充実と制度の周知（*）
(3) 介護支援体制の充実と制度の周知（*）
(1) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保（*）
(2) ハッピーパートナー企業への登録と仕事と生活の調和の定着促進
(3) 女性に対する再就職・能力開発等の支援の推進（*）
(1) 生涯を通じた男女の心と体の健康支援
(2) 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の普及促進
(3) 性に対する正しい知識の啓発活動の推進
(1) ドメスティック・バイオレンス（DV）の根絶と防止に向けた啓発活動の推進（* ² ）
(2) あらゆるハラスメントの根絶と防止に向けた啓発活動の推進（*）（* ² ）
(3) 相談窓口の充実及び他の機関との連携強化（* ² ）
(1) 複合的な課題を抱える生活困窮者の自立支援（*）（* ² ）
(2) ひとり親家庭等への支援（*）
(1) 困難を抱える若者・女性への支援の充実（* ³ ）
(1) 計画の進捗状況の管理及び市職員への男女共同参画意識の醸成
(2) 市民・事業者・各種団体との連携・協力
(3) 国・県・他市町村との連携
(4) 国際的理解・協調の推進

第2章 基本計画の内容

基本目標Ⅰ

人権を尊重した男女平等を推進する意識づくり

男女共同参画に関するさまざまな取り組みが社会全体で進められているものの、国の第5次男女共同参画基本計画の課題に掲げているように、依然として人々の意識が変わるまでには至っておらず、長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見や固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス*）が残っているとされています。

このような固定的な意識や思い込みが、ジェンダー*問題に対する認識の齟齬やルッキズム*（外見に基づく差別・偏見）につながることも考えられ、引き続き意識の醸成に努めていくことが必要です。

固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、子どもやその周囲の保護者や教育関係者等に向けた意識啓発や園・学校、家庭における男女平等教育を推進するとともに、性別にかかわらず、子どもたちが将来の選択をできるような進路指導やキャリア教育の推進を図ります。

メディアを通じて流れる様々な情報は、人々の意識や社会に大きな影響力を与えることから、インターネットやSNS等を含むメディアにおいても、男女共同参画の視点に立った表現が望まれます。メディアを読み解き活用する能力（メディア・リテラシー*）の向上を図るとともに、広報や出版物等の情報発信において、男女の人権を尊重した表現が行われるよう推進します。

性別にかかわらず、それぞれの個性や能力を活かした多様な生き方を認め合い、誰もが暮らしやすい市にするために、性的マイノリティ*（LGBTQ）等への正しい理解を促進するための情報発信や意識啓発を進めます。

また、生涯にわたって誰もが男女共同参画について学べるよう、様々な世代に向けた学習の機会を提供する環境を整備します。

○重点目標1 男女一人ひとりを尊重する意識づくり

○重点目標2 男女平等を推進する教育・学習の充実

重点目標 1

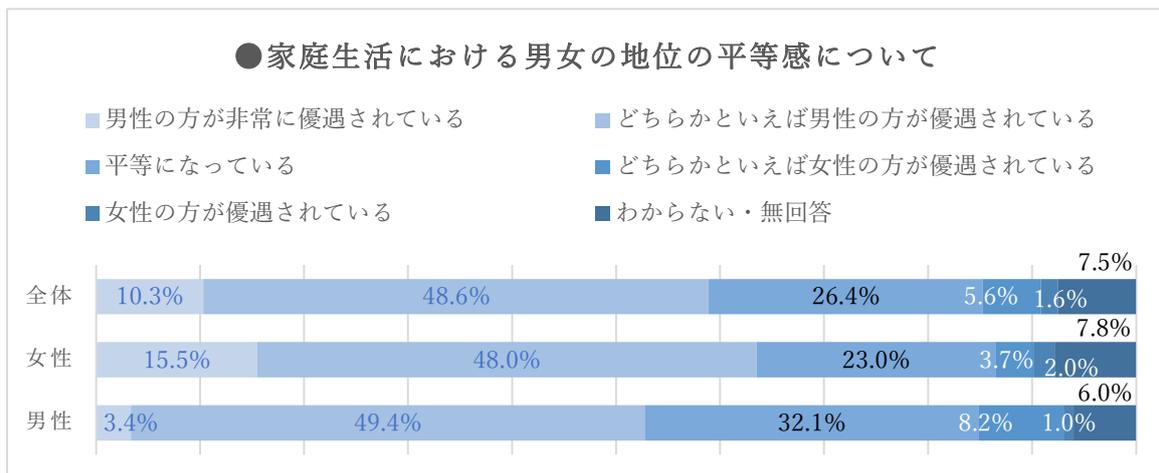
男女一人ひとりを尊重する意識づくり

【施策の方向】

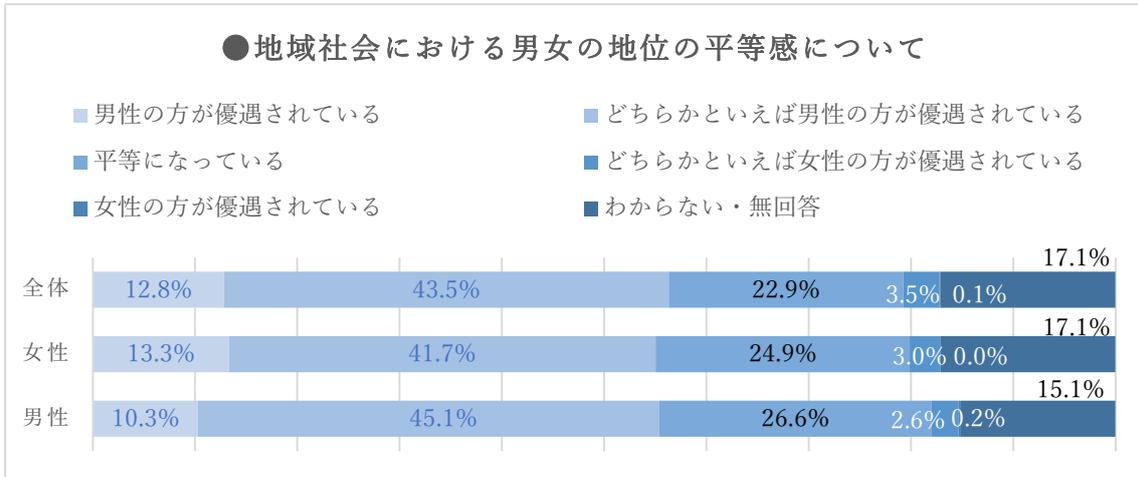
(1) 家庭生活・地域・職場における男女平等の意識改革

【現状と課題】

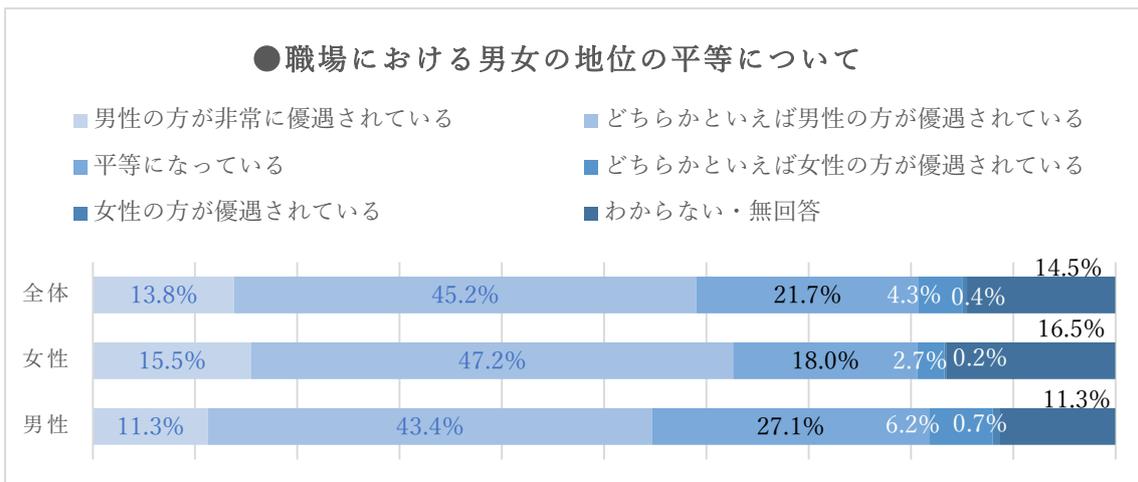
- 令和5年度に実施した男女共同参画に関する市民アンケート調査（以下、「市民アンケート調査」という）では、家庭生活・地域・職場において男女の平等感は3割を下回りました。さらに、男性優遇の傾向意識が5割を超えており、年代を問わず、日常生活の様々な場面において未だに男性優遇の意識が残っている結果となりました。男女共同参画社会の実現のために、男女の不平等感の解消と男女共同参画についての正しい知識を持ち、誰もがその必要性の理解を深めることが重要です。男女共同参画についての意識啓発を推進する教育・学習の機会、認識を深めるための広報・啓発活動が必要です。



資料：令和5年度 市民アンケート調査



資料：令和5年度 市民アンケート調査



資料：令和5年度 市民アンケート調査

【具体的施策】

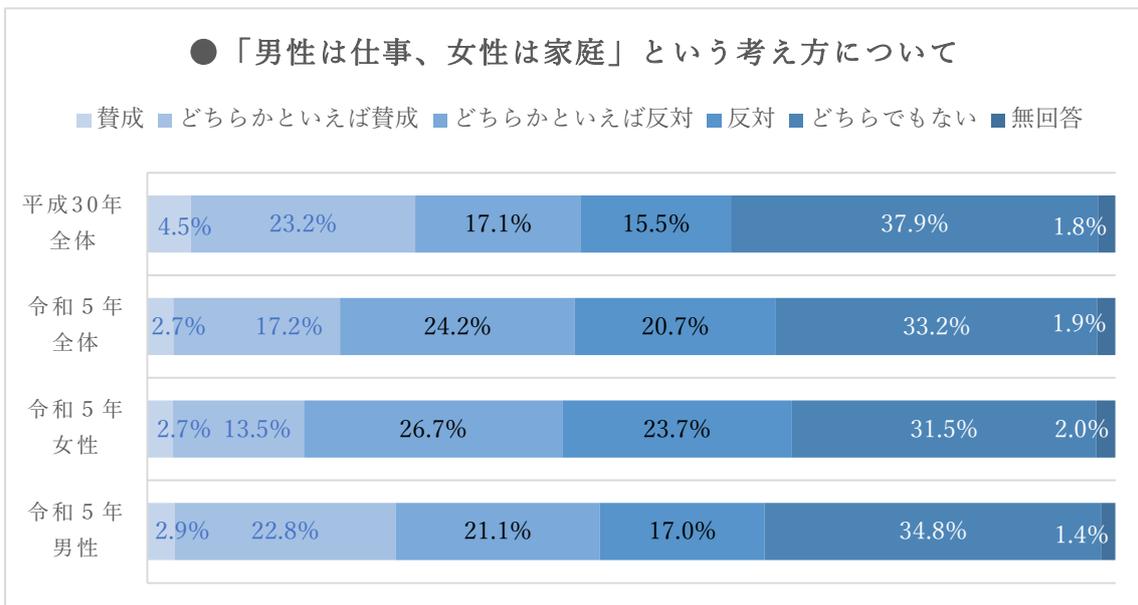
内容				担当課
男女共同参画の理解を深めるために、市報・ホームページ・パネル展・講演会・セミナー・各会議の場等を活用して「男女共同参画プラン21」や「男女共同参画週間」の周知を図ります。				総務課
男女共同参画社会の実現に向けて、圏域内の自治体と連携（定住自立圏事業）して、市民や企業向けの講演会や研修会の充実に努めます。				総務課
男女共同参画週間に関連図書を紹介や展示などを行います。				生涯学習課
番号	指 標	算出方法	R5年度	R11 年度目標
①	「家庭において男女の地位は平等になっている」と回答した市民の割合	市民 アンケート調査	26.4%	増加
②	「地域において男女の地位は平等になっている」と回答した市民の割合	市民 アンケート調査	22.9%	増加
③	「職場において男女の地位は平等になっている」と回答した市民の割合	市民 アンケート調査	21.7%	増加

【施策の方向】

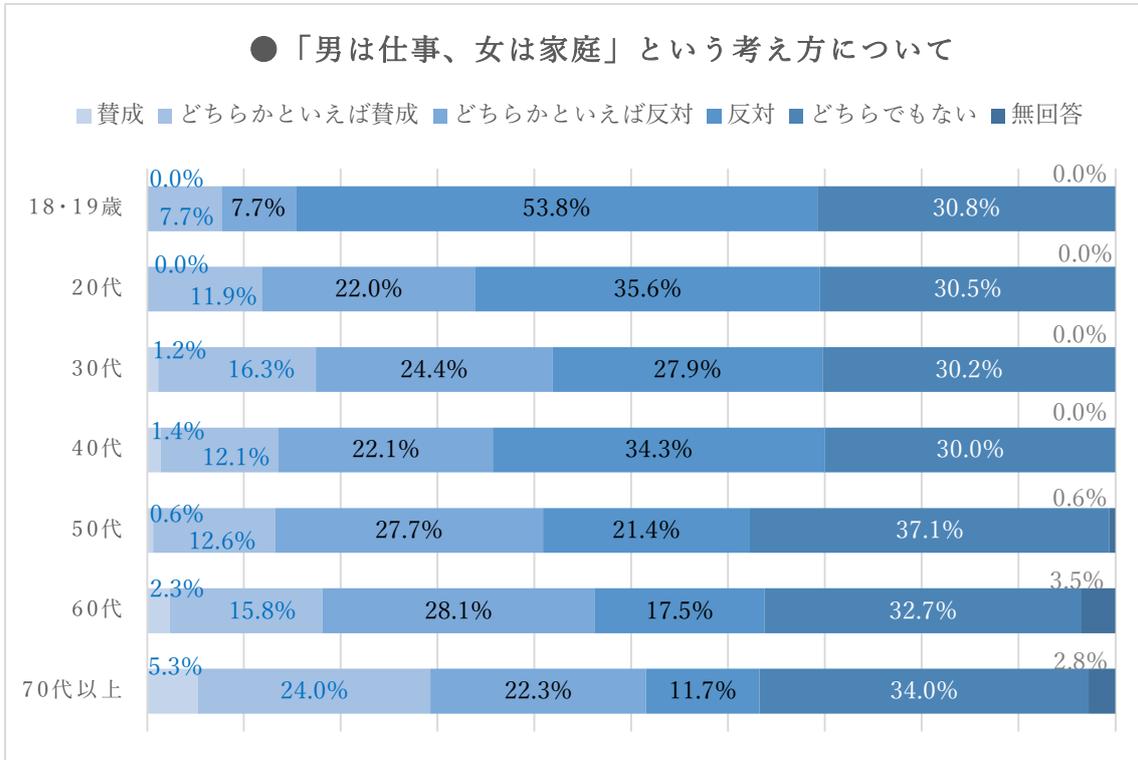
(2) あらゆる分野における固定的性別役割分担意識の解消・社会的慣習の見直しに向けた啓発活動の推進

【現状と課題】

- 市民アンケート調査では「男性は仕事、女性は家庭」を肯定的に捉えていると回答した人は約2割となり、前回の調査（平成30年度）から約1割低下し、固定的役割分担意識は着実に解消されつつあります。また、男女別では男性が約3割、女性が約2割と固定的役割分担意識は男性の方が残っている結果となりました。この結果から、今もなお、固定的な性別役割分担意識が根強く残っているとと言えます。一人一人がジェンダー*平等の視点やアンコンシャス・バイアス*（無意識の思い込み）を排除し、男女共同参画の視点を持つことが重要であり、今後も市全体に、様々な機会を活用して、固定的性別役割分担意識や社会的な慣習を改善するための啓発活動が必要です。



資料：令和5年度 市民アンケート調査



資料：令和5年度 市民アンケート調査

【具体的施策】

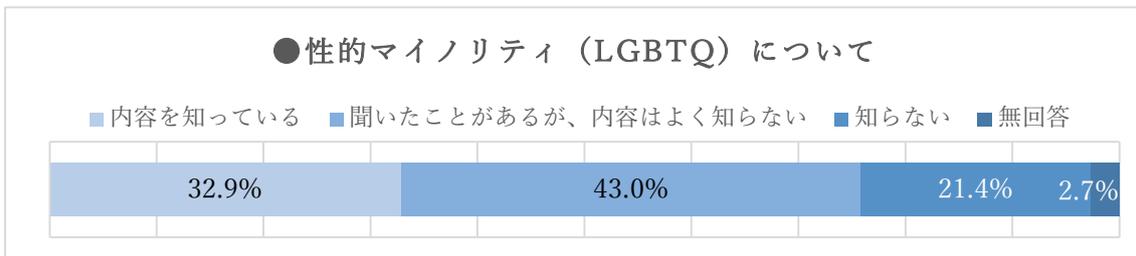
内容				担当課
固定的な性別役割分担意識の解消を目的とした、市報・ホームページの作成やパネル展・講演会・セミナー開催の充実を図り、ジェンダー*平等の実現を進めます。				総務課 生涯学習課
固定的な性別役割分担意識による社会通念や慣習の見直しを促進するため、市民や事業所・民間団体などへの啓発活動を推進します。				総務課
番号	指標	算出方法	R5年度	R11年度目標
④	「男性は仕事、女性は家庭」について、「賛成」・「どちらかといえば賛成」と回答した市民の割合	市民アンケート調査	19.9%	減少

【施策の方向】

(3) 性的マイノリティ（LGBTQ）に対する理解の促進

【現状と課題】

- 市民アンケート調査では、性的マイノリティ*（LGBTQ）の認知度は7割を超えました。2023年6月には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行され「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現」することが目的として掲げられ、本市においても、すべての人の性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を尊重し、理解を深めていくための施策・事業を進めていくことが求められています。誰もが多様性の中に存在する一人であり、その生き方が尊重されるように差別を解消し、偏見を取り除くための啓発を行うことが必要です。



資料：令和5年度 市民アンケート調査

【具体的施策】

内容				担当課
性の多様性や性的マイノリティ*（LGBTQ）への理解促進のため、市報・ホームページ・パネル展・講演会・セミナー・各会議の場を活用して、意識啓発を図ります。また、胎内市のパートナーシップ制度*をはじめ、性的少数者に関する情報発信に努めます。				総務課
いじめ防止プログラム*等を通じて、小・中学生に性的マイノリティ*（LGBTQ）に対する偏見や差別が生じない教育に努めます。				学校教育課
番号	指 標	算出方法	R5年度	R11年度目標
⑤	性的マイノリティ*（LGBTQ）について「内容を知っている」と回答した市民の割合	市民アンケート調査	32.9%	増加
⑥	いじめ防止プログラム*等で性的マイノリティ*（LGBTQ）に関する事項を取り上げた学校数	学校教育課資料	—	9/9校

重点目標 2

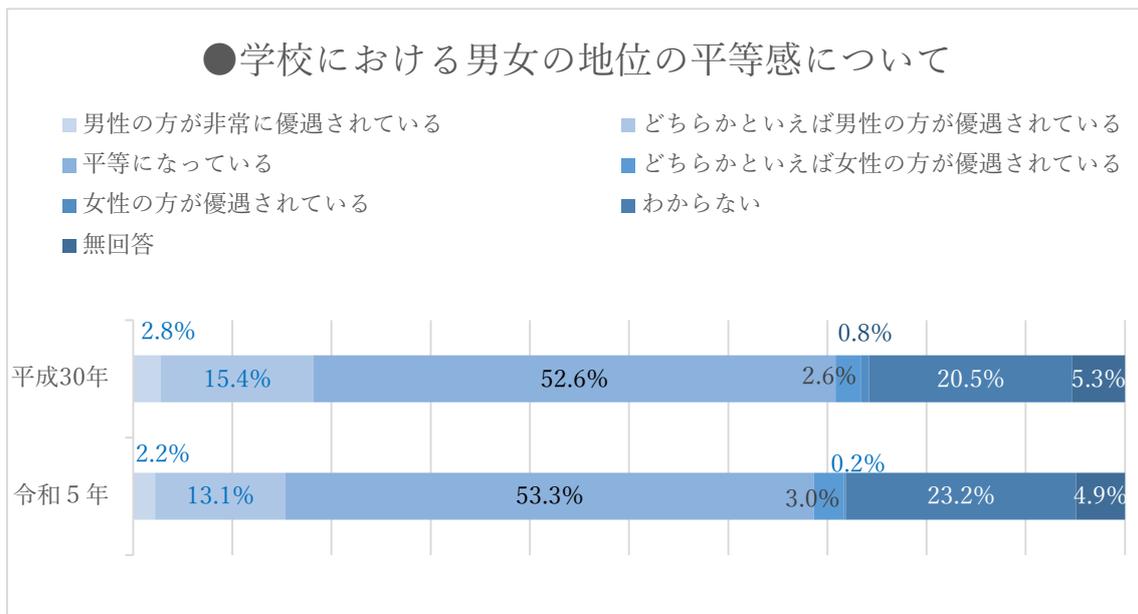
男女平等を推進する教育・学習の充実

【施策の方向】

(1) 保育園（こども園）・学校における男女平等の推進

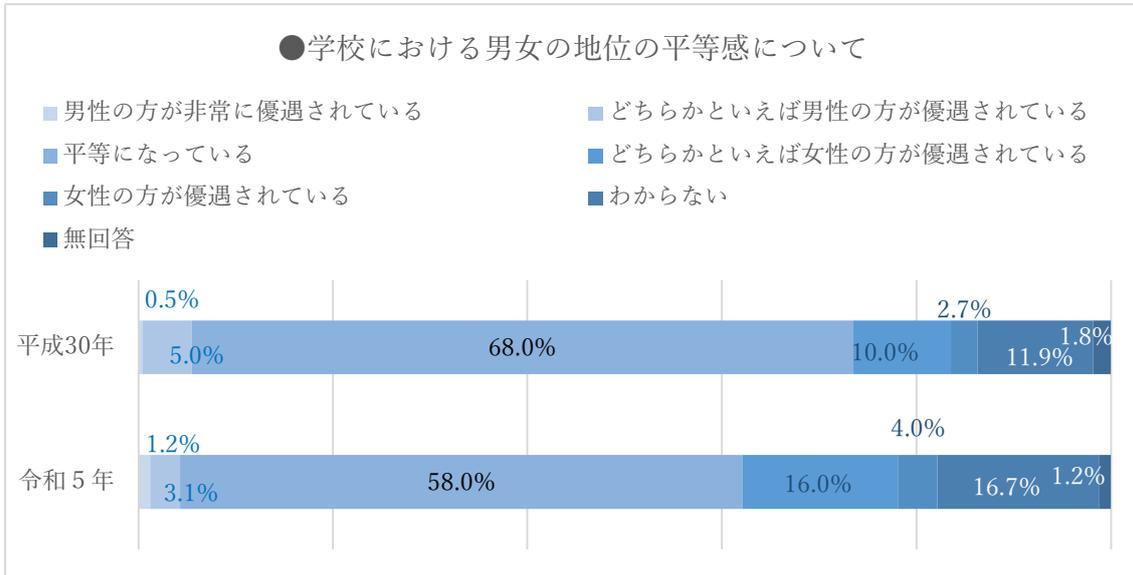
【現状と課題】

- ・ 市民アンケート調査の結果では、園や学校教育において、男女の平等感は5割を超えました。前回調査と比べ、0.7ポイント上昇しました。子どもたちは、社会に出るまでの時間を園や学校で長時間過ごすため、教育は、男女共同参画意識を育成するために重要な役割を担っています。令和5年度に実施した男女共同参画に関する中学生アンケート調査（以下、「中学生アンケート調査」という）では、学校生活での生徒自身の男女の平等感は6割でした。前回調査（平成30年度）と比べ、10ポイント減少しました。子どもたちの将来が固定的役割分担意識にとらわれず、主体的に自分の進路等を決定し、個性と能力を発揮していくことができる教育の充実が重要です。引き続き、学校教育における男女平等教育を推進することが必要です。



資料：令和5年度 市民アンケート調査

第2章 基本計画の内容



資料：令和5年度 中学生アンケート調査

【具体的施策】

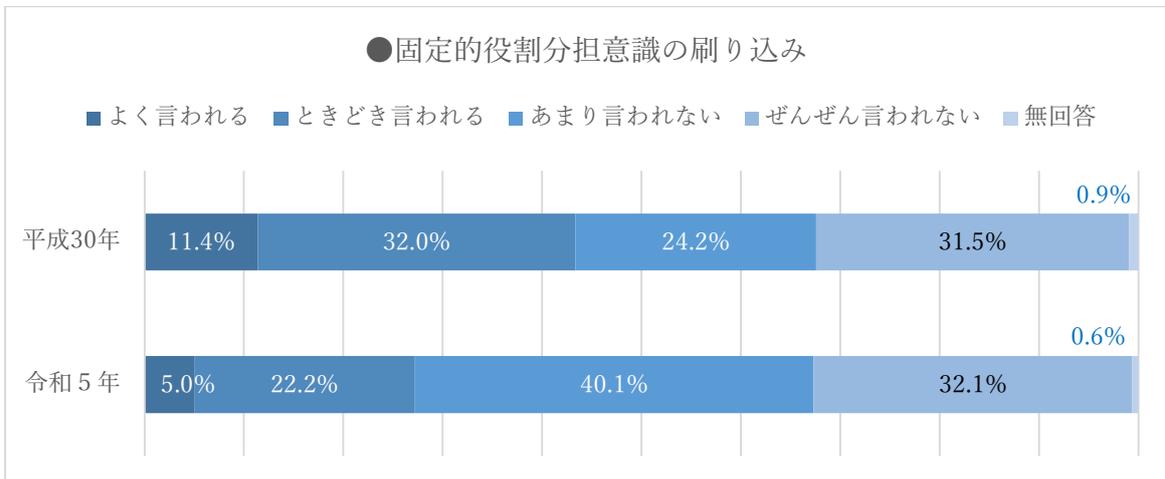
内容		担当課		
保育園（こども園）において、園児一人ひとりが安心して自己発揮できる環境作りに努め、日々の教育・保育を通して、固定的役割分担意識にとらわれない保育を実施します。		こども支援課		
小・中学校において、学校行事や特別活動などの教育活動全般を通じて、性別に関係なく互いに協力することや、固定的な役割分担にとらわれないことが大切だと思えるような教育を実施します。		学校教育課		
小・中学校において、性別に関係なく、自分の夢や目標を追い求めることの大切さを学ぶ教育（キャリア教育*等）の充実を図ります。		学校教育課		
番号	指 標	算出方法	R5年度	R11 年度目標
⑦	保育園（こども園）や学校の場において、男女の地位が「平等になっている」と回答した市民の割合	市民 アンケート調査	53.3%	増加
⑧	学校生活において、男女の地位が「平等になっている」と回答した生徒の割合	中学生 アンケート調査	58.0%	増加

【施策の方向】

(2) 保護者・保育士・教職員等への意識啓発活動の推進

【現状と課題】

- 中学生アンケート調査の結果では、固定的な性別役割分担意識の刷り込み経験のある生徒は、3割となりました。前回調査と比べ、17.2ポイント減少しています。ジェンダー平等、男女共同参画意識は、子どもの頃からの学びや教育が重要であり、学校・家庭・地域における日常の様々な場面で、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識に基づく行動様式を変革していくための取組を推進することが重要です。また、学校、家庭、地域の連携を図り、多様な教育活動の中で、発達段階に応じた男女平等・男女共同参画意識の浸透を図ることが重要です。男女共同参画の視点に立った教育をおこなうためには、子どもの教育に対する家庭や地域の積極的な参画を支援し、連携することに加え、教育関係者に対する研修を充実させることが必要です。



資料：令和5年度 中学生アンケート調査

【具体的施策】

内容				担当課
保育士・教職員等に対し、職員研修の一環として男女平等の必要性について研修機会を提供します。				総務課 こども支援課 学校教育課
保護者に対し、お便り・保護者会・学級懇談会等で男女共同参画についての情報を普及します。				こども支援課 学校教育課
教職員の校務分掌において、性別による固定的な役割分担とならないように努めます。				学校教育課
番号	指 標	算出方法	R5年度	R11 年度目標
⑨	大人の人から「男（女）だから〇〇しなさい」と「よく言われる」、「ときどき言われる」と回答した生徒の割合	中学生 アンケート調査	27.1%	減少
⑩	男女共同参画に関する研修会への参加回数（保育士・教職員等）	総務課 資料	—	毎年1回以上

基本目標Ⅱ

あらゆる分野での女性参画

人口減少や少子高齢化が進む中、社会の変化に対応していくためには、性別にかかわらず、多様な視点や発想を取り入れ、様々な人が方針決定の場に参画することが必要となります。

国では、平成27（2015）年から女性活躍推進法を順次施行し、職場におけるさらなる女性の活躍を推進しており、その中でも「自らの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要」と示しています。

政策・方針決定過程における男女共同参画を進めていくには、一人一人が社会や政治に関心を持つとともに、あらゆる場において男女が共に参画し、責任と役割を担う意識を持つ必要があります。

就業に対する女性の参画の考え方が変化している中、女性が必要な知識や経験等を持ち、能力を十分に発揮し活躍できるようなキャリア形成の支援が必要です。

さらに、女性が政策・方針決定の過程や地域活動・防災活動などのあらゆる分野で参画し、多様な視点や発想からの意見を反映するとともに、女性の生き方について、その人自身の自由な選択ができるジェンダー平等*の実現に向けて取り組まなければなりません。それぞれの生き方への支援、各方面で活躍できるような支援が必要です。

○重点目標1 政策・方針決定の場における女性参画

○重点目標2 農林水産業・商工業等自営業における女性参画

○重点目標3 地域活動・防災活動等の女性参画

重点目標 1

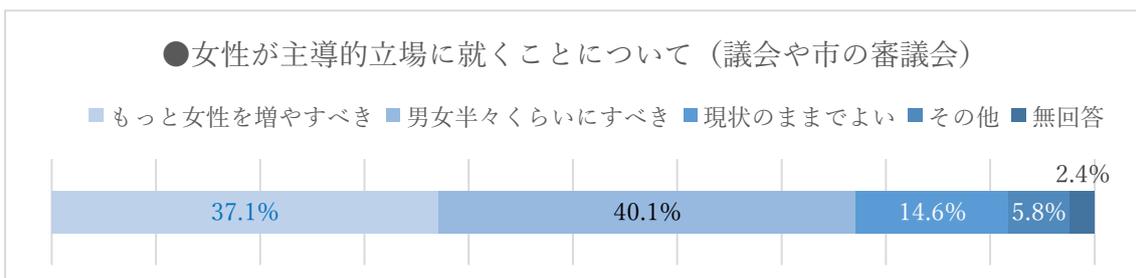
政策・方針決定の場における女性参画

【施策の方向】

(1) 職場・各種団体等の方針決定の場への女性参画の促進【女性活躍推進】

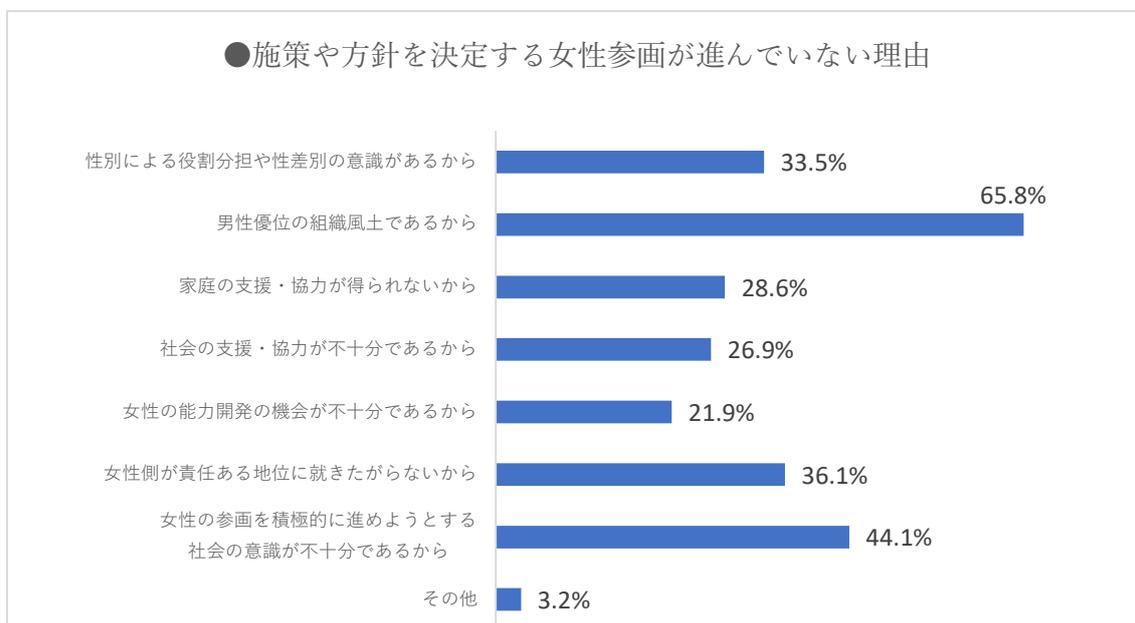
【現状と課題】

- 市民アンケート調査では、政策・方針決定過程への女性を増やすべきと回答した人が7割を超えました。その一方で、女性参画が進んでいない理由として「男性優位の組織風土」が6割を超えました。多様な人材が社会のあらゆる分野に参画することで、新たな視点や発想が生み出され、その分野における活動が活性化するなど、男女共同参画社会の実現にもつながることから、多様な視点を反映させていくことが重要です。一人一人が、あらゆる場において男女が共に参画し、責任と役割を担う意識を持つ必要があります。また、女性職員の職域拡大やキャリア形成に関する研修・情報提供を図るなどにより、市内全体において女性が意思決定の場に参画する機運を高めていくことが必要です。



資料：令和5年度 市民アンケート調査

第2章 基本計画の内容



資料：令和5年度 市民アンケート調査

【具体的施策】

内容				担当課
研修などを通して女性の参画拡大の重要性について啓発し、政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。				総務課
女性の能力向上に向け、県女性財団が実施する女性の能力開発、キャリア形成に関するセミナーなどについて情報提供します。				総務課
番号	指標	算出方法	R5年度	R11年度目標
⑪	市職員の管理職に占める女性の割合（課長級）	総務課資料	5.6%	10%以上
⑫	市職員の管理職に占める女性の割合（係長級）	総務課資料	25%	30%以上

【施策の方向】

(2) 市の審議会等への女性委員の積極的登用の促進【女性活躍推進】

【現状と課題】

- 胎内市の市審議会委員の女性登用割合は県内市町村平均を上回っている状況ですが、女性委員がない審議会等も存在しています。性別の偏りなく、多様な意見や価値観が反映されるよう、市内における様々な場面での方針決定過程に女性参画を進めていくことが重要です。女性の参画拡大に向けた取組として、市審議会等への女性委員の登用率を高めるための支援や働きかけが必要です。

【具体的施策】

内容				担当課
審議会委員等などの選出について見直し、男女比率に配慮した選出に努めます。				総合政策課 (各課)
番号	指 標	算出方法	R5年度	R11年度目標
⑬	市所管の各種審議会等における女性委員の登用割合	総合政策課 資料	34.7%	38.0%
⑭	市所管の各種審議会等における女性委員が0人の各種審議会等数	総合政策課 資料	11件	0件

重点目標 2

農林水産業・商工業等自営業における女性参画

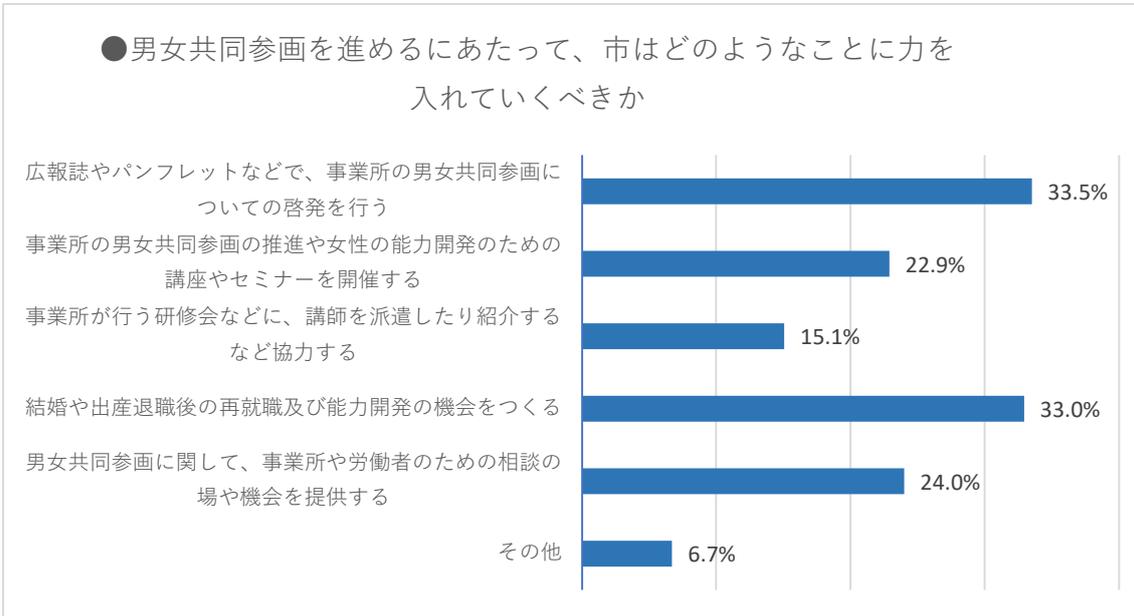
【施策の方向】

(1) 女性の起業支援【女性活躍推進】

【現状と課題】

- 令和5年度に実施した男女共同参画に関する事業所アンケート調査（以下、「事業所アンケート調査」という）では、市が男女共同参画を推進するには、啓発活動と結婚や出産退職後の再就職・能力開発の機会を求める割合が高くなりました。働きたいという希望を持つ女性が就業できるような環境の整備や、起業等の多様な働き方を選択する女性、自営業等に携わる女性などに対する支援や身近で活躍する女性の情報発信が重要です。働きたい・働き続けたい女性の活躍を支援することに加え、女性が起業して自らの経験、知識、技術等でより幅広い分野で活躍できるような情報提供や創業支援が必要です。

第2章 基本計画の内容



資料：令和5年度 事業所アンケート調査

【具体的施策】

内容		担当課		
働く女性や働きたい女性、女性起業家の参考となる情報（学習機会や座談会等）を整備して提供します。		総務課 農林水産課 商工観光課		
女性農業者を対象とした、研修会や座談会への参加を促し、農業経営等に関する知識習得の場を提供します。		農林水産課 農業委員会事務局		
市の中小企業支援事業及び貸付事業等の支援事業の周知に努め、女性が積極的に活用、または対象となることができるよう促します。		商工観光課		
番号	指標	算出方法	R5年度	R11年度目標
⑮	女性農業者を対象とした、研修会や座談会への参加者の合計	農林水産課資料	43人	52人
⑯	中小企業支援事業及び貸付事業を活用する女性起業家や女性経営者の件数	商工観光課資料	3人(社)	増加

【施策の方向】

(2) 女性の社会参画及び経営支援【女性活躍推進】

【現状と課題】

- 農業分野は、高齢化と新規就農者の減少により担い手不足であるため、女性農業士の育成など、女性の参画をさらに拡大するとともに、その取組を支援するほか、農業経営への参画促進と家族経営における女性の地位や役割の明確化を図るため、家族経営協定*の締結と活用が重要です。また、農林水産業、商工業等の家族経営事業は、事業活動と家庭生活との区分があいまいで、女性が働きやすい環境にすることが必要であり、そのためには女性が経営の方針決定に参画し、女性の声を反映させていくことが求められています。市では、これまでも家族経営協定*の締結促進、農村地域生活アドバイザー*の認定等、女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備を進めてきました。女性が対等なパートナーとして経営等に参画できるように、今後も家族経営協定*の締結数を維持していくとともに、新たに家族経営を行う農家へ締結を促進していくことが必要です。

【具体的施策】

内容		担当課		
女性の事業・地域等の参画や女性活躍促進に関する情報（研修会や座談会等）を整備して関係課を通して提供します。		総務課 農林水産課 商工観光課 農業委員会事務局		
農業体験等での学びを通じて農業に興味を持ってもらえるように努めます。		農林水産課		
農林水産業や商工業等家族経営関係者のネットワークの形成を図り地域のリーダーを育てます。		農林水産課 商工観光課		
家族経営協定制度の周知により、就農の促進に向けた意識啓発に努めます。		農林水産課		
番号	指 標	算出方法	R5年度	R11 年度目標
⑰	男女で構成される家族経営協定締結農家数	農林水産課農資料	35 戸	維持
⑱	農業委員に占める女性の割合	農業委員会事務局資料	14.3%	30%

重点目標 3

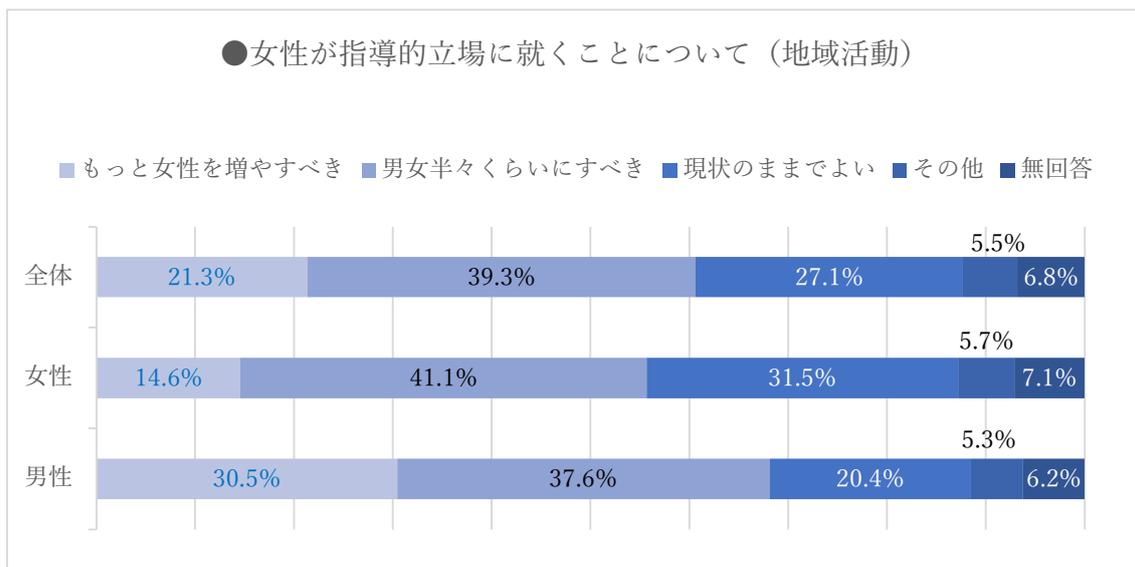
地域活動・防災活動等の女性参画

【施策の方向】

(1) 地域活動における男女共同参画の促進【女性活躍推進】

【現状と課題】

- 市民アンケート調査では、自治会などの地域活動で方針決定過程への女性を増やすべきと回答した人が約6割になりました。その一方で約2割以上が現状維持と回答し、男性よりも女性が高い結果となりました。これらの結果から、地域活動は男性が担うべきだという固定的性別役割分担意識が残っていることが伺えます。地域活動を充実させていくためには、性別にかかわらず一人一人が互いに協力して企画、運営することが重要です。慣習や思い込みによって人材や負担が偏らずに、多様な視点や新たな価値観が取り入れられる、誰もが参画しやすい場にするための促進活動や固定的な性別役割分担意識に捉われない、男女共同参画の意識の醸成が必要です。



資料：令和5年度 市民アンケート調査

【具体的施策】

内容				担当課
地域活動における男女共同参画を促進するため、性別にかかわらず一人一人が地域活動に参画する意義や必要性について、市報・パネル展・講演会・セミナー・各会議の場を活用して啓発活動を行います。				総務課
番号	指 標	算出方法	R5年度	R11年度目標
⑱	自治会長に占める女性の割合	総務課 資料	0.7%	4.5%
⑳	小中学校 PTA 会長・副会長に占める女性の割合	生涯学習課 資料	44.1%	増加

【施策の方向】

(2) 防災分野における男女共同参画の促進【女性活躍推進】

【現状と課題】

- 胎内市では、防災分野において、これまでも男女共同参画の視点を取り入れ、避難所の女性職員の配置、女性目線での災害用備蓄の整備などに取り組んできました。避難所で女性に配慮した取り組みを進めることに加えて、防災活動における女性参画が重要です。地域活動の中でも、近年、重要性が高まっている防災分野において、防災に関する政策・方針決定過程の場や防災の現場における女性参画を促進するなど、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を推進することが必要です。

【具体的施策】

内容				担当課
女性消防団員の積極的な採用や加入促進に努め、消防団活動における女性の活躍を促進します。				総務課
災害時の避難所運営において、様々なニーズに対応した被災者支援が行われるよう、女性の参画を促進します。				総務課
番号	指 標	算出方法	R5年度	R11年度目標
⑳	防災士に占める女性の割合	総務課 資料	7.5%	17%
㉑	女性消防団員数	総務課 資料	10人	13人

基本目標Ⅲ

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がとれた 環境づくり

核家族化や共働き世帯の増加など、ライフスタイルは多様化しています。性別に関わりなく働きたい人が、やりがいをもって働くことができる社会づくりが求められています。だれもが個性と能力を発揮して活躍し、活力ある豊かな社会を実現していくためには、男女が共に仕事と家庭等をバランスよく担うことが必要であり、ワーク・ライフ・バランスを図ることが重要となっています。

また、男女がいきいきと働き続けられる社会環境づくりを進めるうえで、雇用の場における男女の共同参画は極めて重要であり「男女雇用機会均等法*」においても、雇用における男女の平等な機会と待遇の確保が義務付けられています。働くことを希望する全ての人が、仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活の二者択一を迫られることなく、働き続け、その能力を十分に発揮するためには、ライフステージや個別の状況に応じた多様で柔軟な働き方を推進していくことが必要です。

誰もが個性や能力を十分に発揮するためには、ジェンダー*にとらわれない、お互いの人権を尊重する、ワーク・ライフ・バランスがとれた、自分らしい生活を送ることのできる働きやすい環境づくりが必要です。

○重点目標1 家庭と仕事等の両立支援の充実

○重点目標2 男女平等な就業環境の整備

重点目標 1

家庭と仕事等の両立支援の充実

【施策の方向】

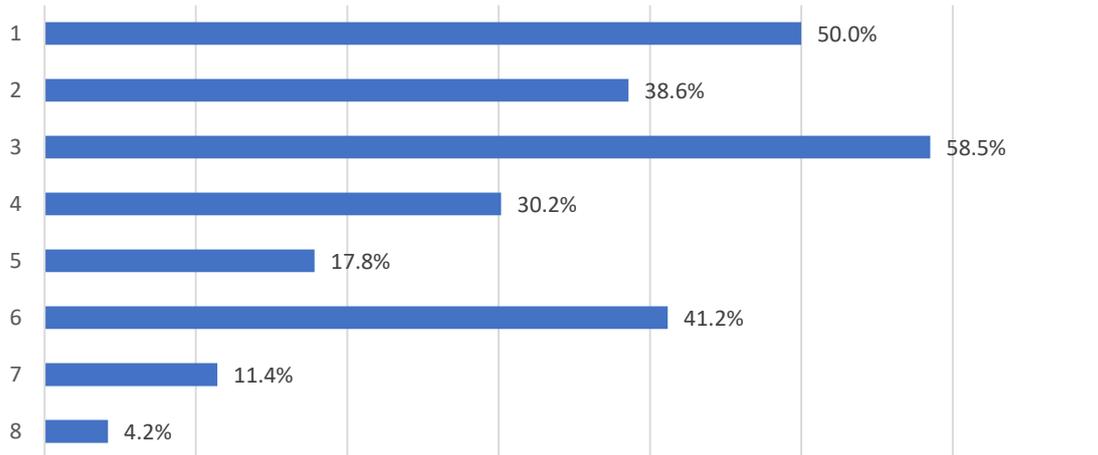
(1) 男性の家事・育児・介護への参画促進（女性活躍推進）

【現状と課題】

- 厚生労働省「雇用均等基本調査*」の結果では、男性の育児休業取得率は近年増加傾向にありますが、その割合は女性に比べて、いまだに少ない状況です。誰もが対等に社会で活躍するためには、仕事と家庭の両立が重要であり、男性が子育てへの意識を高める取り組みや、家庭へ参画しやすくするために職場や家庭等の理解を促進させる働きかけが必要です。
- 令和5年度に実施した男女共同参画に関する事業所アンケート調査（以下、「事業所アンケート調査」という）では、約4割の事業所がワーク・ライフ・バランスの取組に対して消極的な結果となりました。事業所、労働者が一体となって男性中心型労働慣行の見直しに取り組み、働きたい人すべてが生活との二者択一を迫られることのない環境の整備を進めることが必要です。
- 市民アンケート調査では、今後、男女がともに家事・育児・介護に参加していくためには、子どものときからのジェンダー平等教育の推進や固定的な性別役割分担意識の解消が必要だと回答した人の割合が多く、このアンケート結果からも、子どものときからそれぞれの個性を認め合い、性別に関係なく自分の能力を発揮できるような学習環境を整え、男女平等の意識形成に取り組んでいく必要があります。

第2章 基本計画の内容

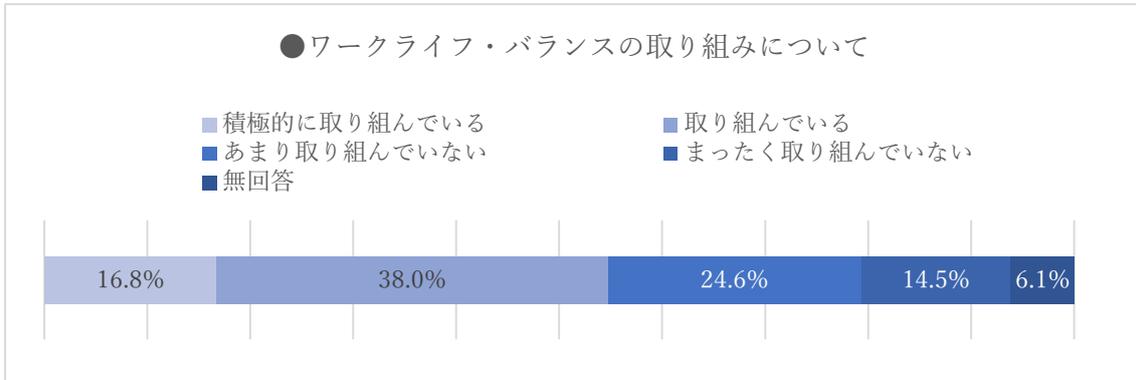
●男女がともに家事、育児、介護に参加していくために必要なこと



- 1 「男だから、または女だからこうあるべき」という固定的な考えを改めるための啓発活動
- 2 労働時間短縮や休暇制度、テレワークなどの多様な働き方の普及を進めること
- 3 子どものときから家事などを男女で平等に行うようなしつけや育て方をするこ
と
- 4 男性の働き方の見直しや意識改革
- 5 女性の働き方の見直しや意識改革
- 6 家事などを男性が行うことに対する抵抗感をなくすこと
- 7 男性が家事などに参加しやすくなるように講演会や情報提供を行うこと
- 8 その他

資料：令和5年度 市民アンケート調査

第2章 基本計画の内容



資料：令和5年度 事業所アンケート調査

【具体的施策】

内容		担当課		
市民や企業に対し、市報・パネル展・講演会・セミナーを通して、男性の家事・育児・介護への参画を促します。		総務課 商工観光課		
市民や企業に対し、市報・パネル展・講演会・セミナーを通して、ワーク・ライフ・バランスに関する啓発を行います。		総務課 商工観光課		
夫婦で協力し合い、出産・子育てができるよう、パパママ学級*を実施します。		健康づくり課		
小・中学校において、家庭生活における役割分担や家事・育児・介護は、性別に関係なく互いに協力することが重要であることを念頭に置いて授業に努める。		学校教育課		
番号	指標	算出方法	R5年度	R11年度目標
⑳	従業員のワーク・ライフ・バランスについて「あまり取り組んでいない、まったく取り組んでいない」と回答した事業所の割合	事業所アンケート調査	39.1%	減少

【施策の方向】

(2) 子育て支援体制の充実と制度の周知（女性活躍推進）

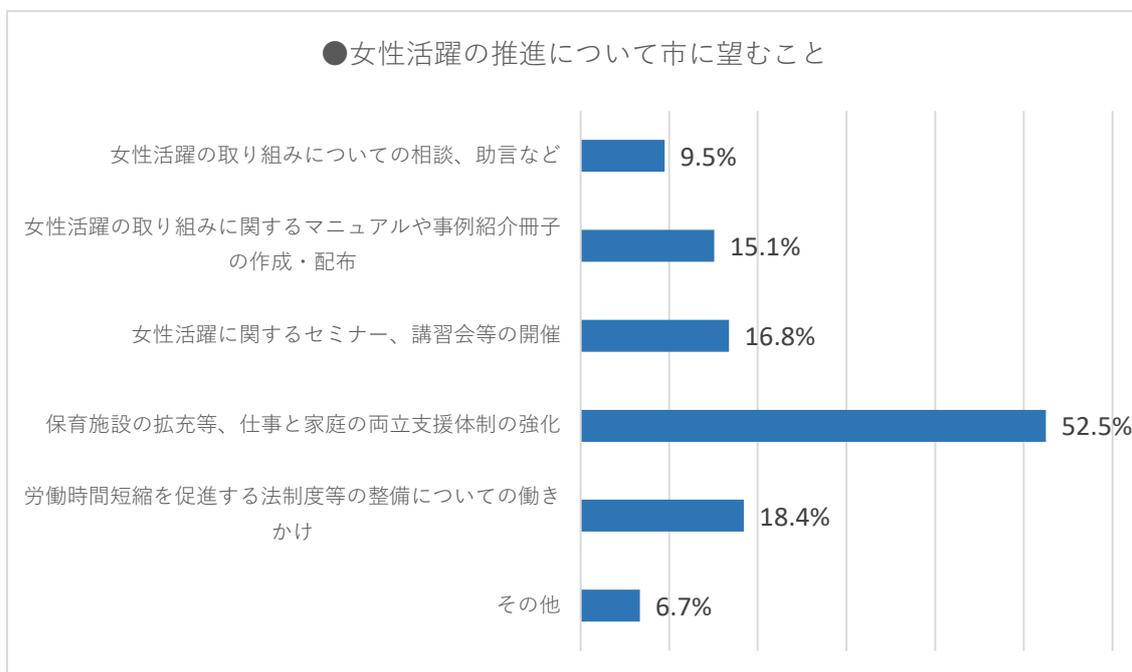
【現状と課題】

- ・ 事業所アンケート調査では「保育施設の拡充等、仕事と家庭の両立支援体制の強化」が、市の女性活躍の推進について必要なこととして5割を超える結果となりました。就業環境の多様化などにより、さらなる保育サービス等の充実を進める必要があります。
- ・ 国勢調査では、市における25歳から44歳までの女性就業率は、全国と比較して約3ポイント高くなっています。また、女性の年齢階層別労働力率の推移では、子育て世代の就業率が高く出産後も復職・就労を希望する割合が多いことから、親世代の就業と育児の両立を支援する制度の充実と周知が必要です。

【具体的施策】

内容				担当課
保護者の就労状況に合わせた保育ニーズに応じるために、保育利用時間の拡充と周知を行います。				こども支援課
保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため開所時間を超えた保育を実施・周知し、就労世帯等の支援を図ります。				こども支援課
保護者のパート就労や病気等により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となる場合や、保護者の育児の負担軽減やリフレッシュのため、乳幼児を保育園等において一時的に保育し、子育て世帯の支援を図ります。				こども支援課
番号	指 標	算出方法	R5年度	R11 年度目標
②④	保育園等の入園希望者に対し受け入れた割合	こども支援課 資料	100%	100%

第2章 基本計画の内容



資料：令和5年度 事業所アンケート調査

【施策の方向】

(3) 介護支援体制の充実と制度の周知（女性活躍推進）

【現状と課題】

- 日本の地域別将来推計人口において、市の人口減少、少子高齢化が進んでいくものと思われます。社会の高齢化に伴い、介護支援が必要な人は今後更が増えることが予想されています。様々なライフスタイルや家族形態から生ずるニーズに対応した介護支援を充実させていくことに加え、仕事と介護が両立でき、家族の負担を社会全体で支えていく体制の整備を推進することが必要です。

【具体的施策】

内容		担当課		
高齢者が住み慣れた地域でこれからも安心して生活するために、就労支援や介護保険サービス等の充実を図ります。		福祉介護課		
高齢者の生きがいや心身の健康のため、社会活動へ参加する機会を提供し、介護予防と健康づくりを促進します。		福祉介護課		
介護に関する理解を深め、介護をしやすい環境をつくるための情報提供や認知症講座などを開催して意識啓発を図ります。		福祉介護課		
番号	指 標	算出方法	R5年度	R11 年度目標
②⑤	認知症サポーター養成講座受講者の累計数	福祉介護課資料	7,413 人	8,850 人

重点目標 2

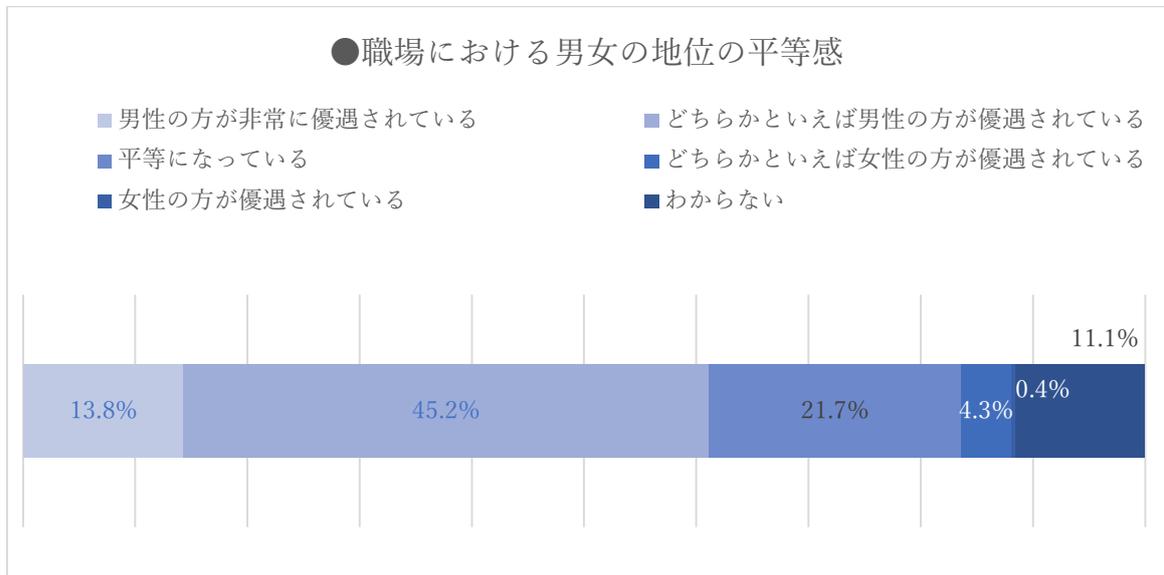
男女平等な就業環境の整備

【施策の方向】

(1) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保（女性活躍推進）

【現状と課題】

- 市民アンケート調査では、職場における男性優遇の傾向は約6割の結果となりました。男女の雇用機会、待遇の均等（男女雇用機会均等法）などの法制度は整備されてきましたが、広く職場に浸透しているとは言い難い状況です。職場における不当な差別的待遇を解消するため、事業者に対して各種の法律や制度が適切に運用されるよう、普及啓発していくことが必要です。



資料：令和5年度 市民アンケート調査

【具体的施策】

内容				担当課
事業所に対して男女雇用均等法など、労働に関する様々な法制度の周知を図ります。				総務課 商工観光課
事業所に対して育児・介護休業制度や長時間労働の見直しなど、法律や指針の周知を図り、働きやすい労働環境の整備に努めるよう啓発します。				総務課 商工観光課
市民からの労働相談について、関係機関と連携して適切な相談機関へ案内します。				商工観光課
番号	指 標	算出方法	R5年度	R11 年度目標
②⑥	「男女雇用機会均等法」について内容を知っていると回答した人の割合	市民 アンケート調査	43.1%	増加
②⑦	「育児・介護休業法」について内容を知っていると回答した人の割合	市民 アンケート調査	44.7%	増加

【施策の方向】

(2) ハッピー・パートナー企業への登録と仕事と生活の調和の定着促進

【現状と課題】

- 令和6年3月時点で、市内のハッピー・パートナー企業*登録者は、21社となりました。男女が共に働きやすく、仕事と家庭生活等が両立できるように職場環境を整えるなど、女性従業員の登用・育成などに積極的に取り組む企業等を「ハッピー・パートナー企業*（新潟県男女共同参画推進企業）」として登録し、その取組を推進してきました。今後も企業（事業所）に対して、男女がともに働きやすい環境整備の意識啓発を進めていくことが必要です。

【具体的施策】

内容				担当課
ワーク・ライフ・バランス実現に向けた理解を深めるために、市報パネル展・講演会・セミナーを通して啓発活動に努めます。				総務課 商工観光課
新潟県と連携してハッピー・パートナー企業*への登録促進を図ります。				総務課 商工観光課
番号	指 標	算出方法	R5年度	R11年度目標
⑳	ハッピー・パートナー企業*登録数（累計）	総務課 資料	21社	増加

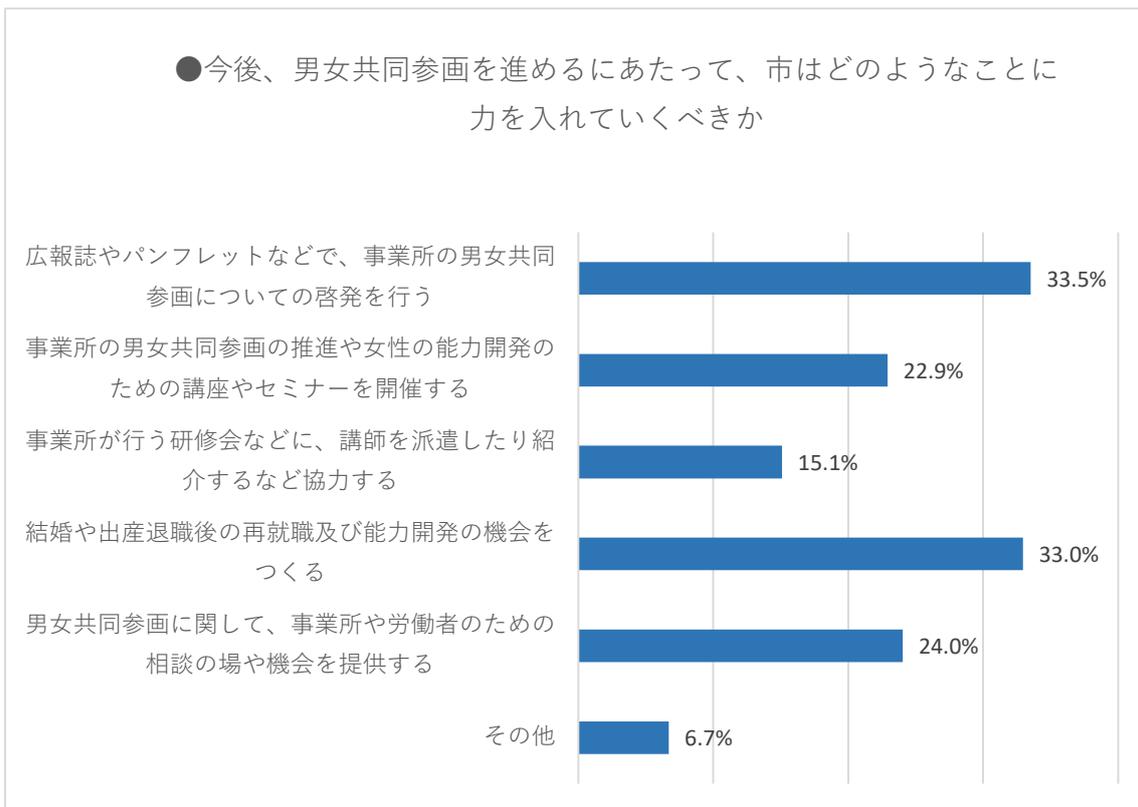
※ハッピー・パートナー企業登録制度に替わる新事業に読み替えるものとする。

【施策の方向】

(3) 女性に対する再就職・能力開発等の支援の推進（女性活躍推進）

【現状と課題】

- 事業所アンケート調査では、市が男女共同参画を推進するために必要なこととして、6割以上の事業所が「事業所への男女共同参画の啓発」と「結婚や出産退職後の再就職・能力開発の機会をつくる」と回答しました。市としては、引き続き男女共同参画の啓発活動を推進していくことに加え、市と事業所の協働で、女性が意欲を持って働き続けることができ、個人のライフスタイルに応じて再就職やキャリアアップを目指すことができるような環境整備を支援していく必要があります。



資料：令和5年度 事業所アンケート調査

第2章 基本計画の内容

【具体的施策】

内容				担当課
パンフレット等の配布により再雇用制度*やマザーハローワーク*等の啓発を図ります。				商工観光課
キャリア形成やチャレンジ意欲の喚起のため、新潟県女性財団や県や市が開催するキャリアアップ研修の情報提供を実施する。				総務課 商工観光課
番号	指 標	算出方法	R5年度	R11 年度目標
⑳	25 歳から 44 歳までの女性の就業率（胎内市）	総合政策課資料 （国勢調査）	83.7% （R2 年度）	増加 （R7 年度予定）

基本目標Ⅳ

元気に安心して暮らせるまちづくり

男女が家庭や地域等で充実した生活を送るためには、生涯を通じて心身ともに健康であることが大切です。生涯にわたって健康に過ごせるよう、お互いの性についての認識を深め、性差や年代に応じた心身の健康づくりを支援することが必要です。

暴力・ハラスメントは重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の形成を阻害する要因の一つです。暴力・ハラスメントの根絶と防止に向けて、さまざまな機会を通じて啓発活動を促進するとともに、関係機関と連携し、被害者や関係者に対する相談支援体制の充実に取り組むことが必要です。

近年は、雇用や就業構造の変化、ひとり親世帯、単身世帯などが増加する中、日常生活において様々な困難に直面する人々に対し、総合的な支援や相談窓口が必要です。

- 重点目標1 生涯にわたる生と性に対する正しい知識の普及と心と体の健康支援
- 重点目標2 あらゆる暴力の根絶
- 重点目標3 貧困等により困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備
- 重点目標4 「困難な問題を抱える女性支援に関する法律」に基づく支援

重点目標 1

生涯にわたる生と性に対する正しい知識の普及と心と体の健康支援

【施策の方向】

(1) 生涯を通じた男女の心と体の健康支援

【現状と課題】

- ・ 特定健康診査の受診率は、微増傾向にありますが、県内 30 市町村中 19 位であり、国の目標値よりも低い現状です。今後も、みなし健診やきめ細やかな未受診者対策等の受診率向上の推進が必要です。
- ・ 新潟県では、自殺者数が減少傾向にあるものの、自殺死亡率は全国でも高い状況にあります。また、当市でも自殺者数は減少傾向にあるものの、働き盛りの男性や、高齢女性にみられることから「いのちを支える胎内市自殺対策計画*」に基づき、自殺予防対策の推進が必要です。

【具体的施策】

内容				担当課
特定健康診査の受診勧奨等を効果的に実施し、受診率向上に努めます。				健康づくり課
心の健康の大切さ、自殺予防に関する知識の普及啓発に努めます。				健康づくり課
番号	指 標	算出方法	R5年度	R11 年度目標
③⑩	特定健康診査受診率※ ¹	健康づくり課資料	48.0%	55.0%
③⑪	自殺死亡率※ ²	健康づくり課資料	21.9%	減少

※¹ 特定健康診査は、40～74 歳の胎内市国民健康保険加入者を対象に受診率を算出する。

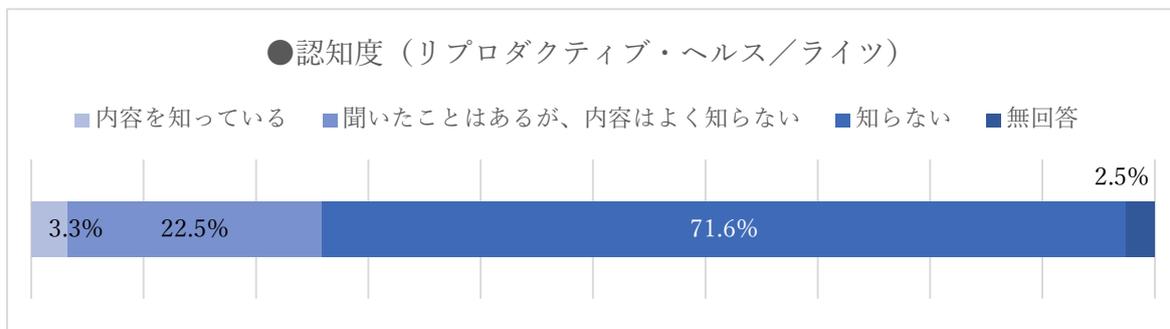
※² 自殺死亡率は、人口 10 万人あたりの自殺死亡者数で表す。

【施策の方向】

(2) 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）
の普及促進

【現状と課題】

- 市民アンケート調査では、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ*）の認知度が3割を下回る低い結果となりました。今後も、女性の人権尊重と母体保護の視点から、女性が自らの心と身体の健康管理ができるように、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ*）の重要性を認識するための広報活動や情報提供など普及・啓発を継続することが必要です。
- 女性は、妊娠・出産を経験する可能性があることから、生涯を通じて男性とは異なる健康上の配慮が求められることがあります。そのため、生涯を通じて健康課題について正しい知識と関心を持つための啓発活動を行い、健康づくりを促進していくことが必要です。



資料：令和5年度 市民アンケート調査

【具体的施策】

内容		担当課		
性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*）の普及・啓発に努めます。		総務課		
女性の心身の状況は、ライフステージごとに大きく変化し、男性とは異なる健康上の問題について、男女が共に高い関心を持ち、正しい認識を深めるため、知識の普及・啓発に努めます。		健康づくり課		
番号	指 標	算出方法	R5年度	R11年度目標
③②	「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*について内容まで知っている」と回答した人の割合	市民アンケート調査	3.3%	増加

【施策の方向】

(3) 性に対する正しい知識の啓発活動の推進

【現状と課題】

- 令和3年度の内閣府男女共同参画局アンケート結果^{※1}（若年層の性暴力被害の実態に関するオンラインアンケート及びヒアリング）では、若年層（16～24歳）のうち4人に1人が言葉・視覚・身体的接触等の性暴力被害に遭っています。子どもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、男女の身体の違いや命の大切さを学ぶことに加え、性についての正しい知識を持ち、適切な意思決定ができるように児童生徒の発達段階に応じた性教育が必要です。
- 令和5年度の警察庁統計では、SNSに起因する事犯の被害児童数は1,665人にのぼり、依然として高い水準で推移しています。この背景には、児童・生徒がネット上の危険性を十分に理解していないことが挙げられ、安易な情報共有や不特定多数との接触のリスクを認識させることが必要です。また、性に関する知識の不足や誤った情報の拡散も課題です。これらに対応するため、学校において情報モラル教育を強化し、SNSの安全な使い方やプライバシー保護の重要性を指導するとともに、性に関する正しい知識を学ぶ機会を増やすことが必要です。

【具体的施策】

内容		担当課		
小・中学校において、生徒の発達段階に応じた性教育（身体の発育・性感染症の予防・避妊方法・性に関する権利と責任・性暴力）を実施します。		学校教育課		
小・中学校において、性に関する正しい知識を学ばせるとともに、SNS やインターネット上での危険性を認識し、個人情報保護やプライバシーを守る重要性を理解させ、ネット上での適切な行動ができるよう、情報モラル教育*を実施します。		学校教育課		
番号	指 標	算出方法	R5年度	R11 年度目標
③③	性教育（身体の発育・性感染症の予防・避妊方法・性に関する権利と責任・性暴力）の実施校	学校教育課資料	9/9校	9/9校
③④	情報モラル教育*の実施校	学校教育課資料	9/9校	9/9校

※1「若年層の性暴力被害の実態に関するオンラインアンケート及びヒアリング結果」では、アンケートの回収率（1次配信調査）が全体の2.82%であることから、任意の回答者（積極的に回答した方）の回答内容に基づくため、疫学的遭遇率を示すものではないことに留意が必要である。

重点目標 2

あらゆる暴力の根絶

【施策の方向】

- (1) ドメスティック・バイオレンス（DV）の根絶と防止に向けた啓発活動の推進（暴力防止及び被害者保護）

【現状と課題】

- ・ 市民アンケート調査では、DV（ドメスティック・バイオレンス）被害を受けた際、誰にも相談しようと思わなかったと回答した人が6割を超えており、前回調査よりは減少しているものの、依然として相談に至るまでの壁は高い状況にあることが分かりました。DV（ドメスティック・バイオレンス）の配偶者等に対する暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、身体的な危険だけでなく、自己肯定感や自尊感情を失わせるなど、心への影響が大きく、その後の人生に大きな支障をきたし、貧困や様々な困難につながることもある深刻な問題です。また、DV（ドメスティック・バイオレンス）が起きている家庭では、子どもへの暴力も同時に起きていることが少なくありません。子どもがDV加害者から直接暴力を受ける場合のほか、子どもの面前でDV（ドメスティック・バイオレンス）が行われることは、子どもに対する心理的虐待にあたります。これらの状況からもDV（ドメスティック・バイオレンス）について、問題が起こる前の防止策として正しい認識の啓発を引き続き継続していくことが必要です。
- ・ 警視庁の発表によると、令和6年中で全国のストーカー被害相談・通報受理件数は20,189件で、8年連続で2万件を超えました。被害者の9割近くは女性で、加害者との関係は、交際相手（元を含む）が4割の状況です。交際相手より殴る・蹴る等の身体的暴力やキスや性行為を強要する等の性的暴力は、デートDV*と呼ばれ、小・中学生でも問題になりやすく、被害者の将来に及ぼす影響が大きいものになる可能性があります。デートDV*についても、教育機関と連携をして正しい認識の啓発と防止が必要です。

【具体的施策】

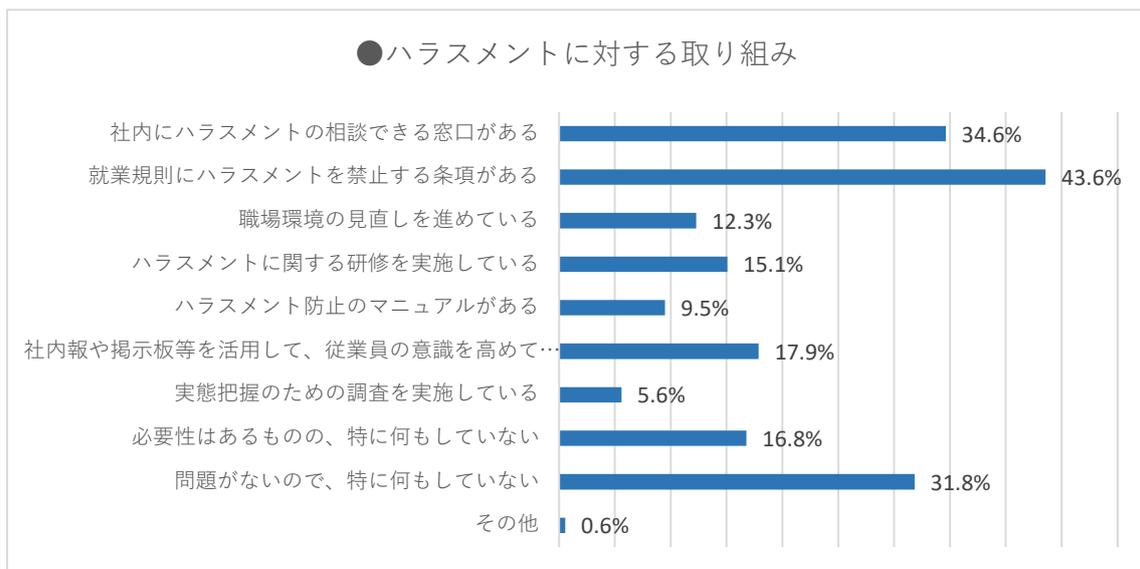
内容				担当課
DV（ドメスティック・バイオレンス）をはじめとした配偶者、子どもに対する暴力防止について市報・ホームページ・パネル展・講演会・セミナー等において啓発活動を行います。				総務課 健康づくり課
小・中学校において、生徒のデートDV*に対する問題意識を高めるとともに防止に努めます。				総務課 学校教育課
番号	指 標	算出方法	R5年度	R11年度目標
③⑤	DV防止法について内容まで知っていると回答した人の割合	市民 アンケート調査	38.4%	増加
③⑥	「友人との付き合いを嫌がったり、禁止したりする」等のデートDV行為になりうる7項目の問いで「暴力だと思わない」と回答した生徒の割合が減少した問いの数	中学生 アンケート調査	7/7 項目	7/7 項目

【施策の方向】

(2) あらゆるハラスメントの根絶と防止に向けた啓発活動の推進（女性活躍推進）（暴力防止および被害者保護）

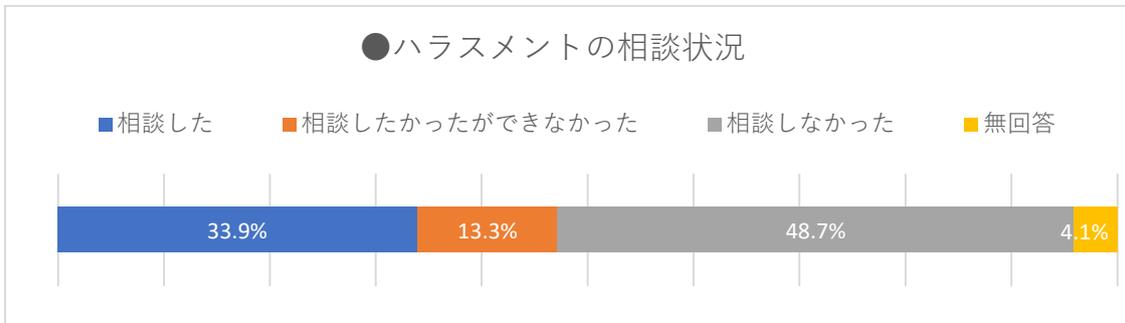
【現状と課題】

- 事業所アンケート調査では、ハラスメントに対する取り組みについて、4割の事業所が、対策を講じていないという結果になりました。雇用の場におけるハラスメントは、男女雇用均等法に基づき、事業主が講ずるべき措置とされており、今後も継続した制度の周知が必要です。
- ハラスメントは、職場以外にも地域、学校などの私生活におけるあらゆる分野で起こり得ます。市民アンケート調査では、ハラスメントの被害を受けた人のなかで、約6割の人が相談をしなかったと回答しました。ハラスメント被害を受けても人間関係を継続していくため「NO」と言えない場合があることも事実ですが、優位な力関係を背景に他者に対する発言や行動等が本人の意図に関係なく、相手を不快にさせる、尊厳を傷つける、不利益や脅威を与える等の決して許してはいけなない行為として、引き続き啓発をしていくと共に、被害を受けた人が相談できる施設を案内・周知をしていく必要があります。



資料：令和5年度 事業所アンケート調査

第2章 基本計画の内容



資料：令和5年度 市民アンケート調査

【具体的施策】

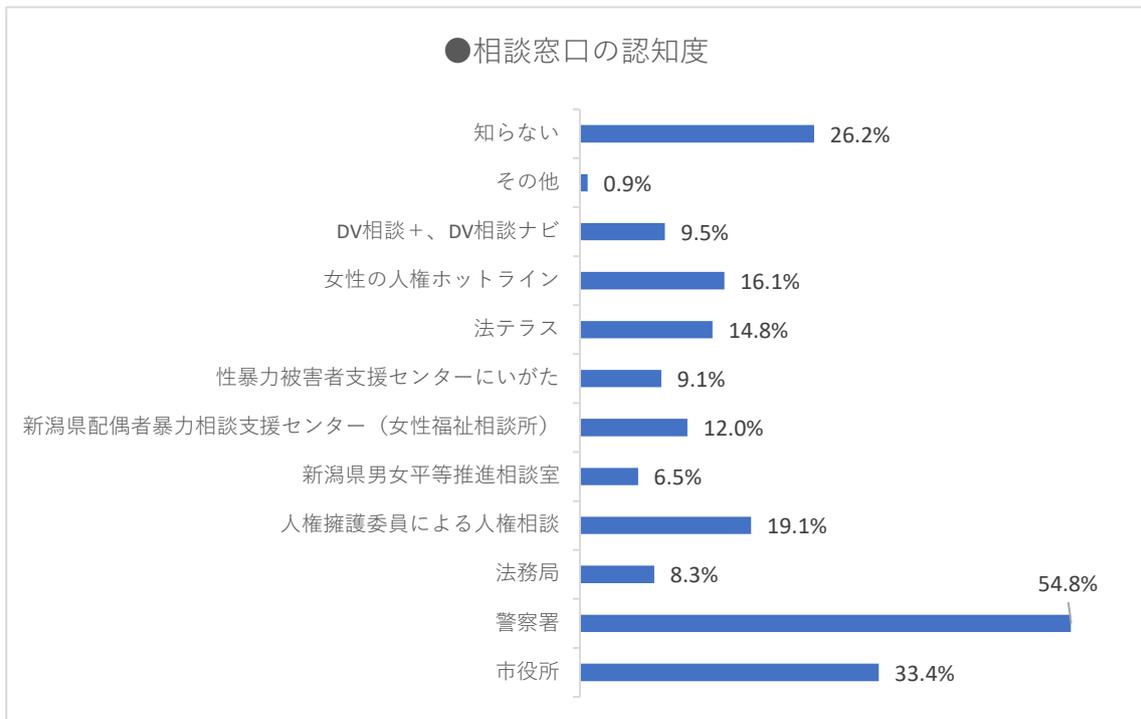
内容		担当課		
市民や事業所等に対して、職場におけるハラスメントや私生活におけるあらゆる分野のハラスメント防止のために啓発を行います。		総務課 商工観光課		
市民や事業所等に対して、職場におけるハラスメントや私生活におけるあらゆる分野のハラスメントの相談機関周知に努めます。		総務課 商工観光課		
番号	指標	算出方法	R5年度	R11年度目標
⑳	ハラスメント被害を受けた時に「誰かに相談した」と回答した人の割合	市民 アンケート調査	33.9%	増加

【施策の方向】

(3) 相談窓口の充実及び他の機関との連携強化（暴力防止及び被害者保護）

【現状と課題】

- ・ 市民アンケート調査では、DV（ドメスティック・バイオレンス）についての相談窓口を知らない人は約3割程度となりました。女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。DV（ドメスティック・バイオレンス）や性暴力など女性への暴力を防止・根絶するため、市民に対する意識啓発や相談体制の充実を図るとともに、被害者救済のために、各関連機関と緊密に連携し、支援体制の充実が必要です。
- ・ 児童虐待相談件数は、全国的に増加傾向であり、県では2019（令和元）年度より3,000件を超えており、当市もわずかに増加傾向にあります。当市では、児童虐待相談に対し、児童相談所や学校、園等の関係者で連携を取りながら対応をしています。児童虐待を予防するためには、保護者の養育を支えることが重要であり、今後も相談窓口の周知や関係者間での連携を強化すること等、支援体制の充実を図っていく必要があります。



資料：令和5年度 市民アンケート調査

【具体的施策】

内容		担当課		
DV 防止法について、市報・ホームページ・パネル展・講演会・セミナー等において啓発活動に努めます。		総務課		
児童虐待防止法について、市報・ホームページ・パネル展・講演会・セミナー等において啓発活動に努めます。		健康づくり課		
市報・ホームページ・リーフレット配布などを通じてDV（ドメスティック・バイオレンス）や児童虐待防止法についての相談窓口の周知を努めるとともに、対応職員の資質向上に努めます。		総務課 健康づくり課		
番号	指 標	算出方法	R5年度	R11 年度目標
③⑧	「DV（ドメスティック・バイオレンス）について無料で相談できる窓口があることを「知らない」と回答した人の割合	市民 アンケート調査	26.2%	減少

重点目標 3

貧困等により困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境 の整備

【施策の方向】

- (1) 複合的な課題を抱える生活困窮者の自立支援（女性活躍推進）（暴力防止及び被害者保護）

【現状と課題】

- 当市の生活困窮に関する相談件数は、年々増加傾向にあり、平成30年度の1,912件に対し、令和5年度では、2,734件と大幅に増加しています。増加の背景として、新型コロナウイルス等による生活危機があります。貧困等の金銭的な問題だけでなく、虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）などの相談や被害増加が社会問題となりました。近年、就業構造の変化や高齢者を含む単身世帯、ひとり親世帯の増加などを背景に、貧困を含む生活上の困難は幅広い層へ広がり、内容は複合化しています。また、家族や地域関係の希薄化などにより、問題を当事者だけで抱え込んでしまう人もいます。課題を抱えている市民一人一人の状況に応じた包括的かつ継続的な支援が必要であり、より一層、担当部署と関係機関との連携を強固にして、相談者の課題解決や自立に向けた対応が重要です。今後も、様々な相談や支援策を展開していくとともに、市民に対して必要な制度の情報を発信し、啓発することが必要です。

【具体的施策】

内容				担当課
複合的な課題を抱える生活困窮者の自立を促進するため、各人の状況に応じた包括的な相談や就労支援等を行います。				福祉介護課
介護保険制度や障害者総合支援制度の活用方法、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法の啓発を行います。				福祉介護課
番号	指 標	算出方法	R6年度	R11 年度目標
③⑨	生活困窮者に対する自立相談支援の延べ相談件数	福祉介護課資料	2,734 件	2,750 件

【施策の方向】

(2) ひとり親家庭への支援（女性活躍推進）

【現状と課題】

- 令和元年「国民生活基礎調査*」の結果では、ひとり親家庭と、大人が二人以上いる家庭との貧困率を比べると、ひとり親家庭の貧困率は48.1%に対し、大人が二人以上いる家庭の貧困率は10.7%となっています。また、稼働収入*についても「児童のいる世帯」全体では平均686.8万円に対し、母子家庭の平均は231.1万円と母子家庭が非常に低くなっています。この状況からも、ひとり親家庭は、子育てや生活、就業など様々な面で困難を抱えやすく、経済的にも不安定になるリスクが高い傾向にあることが伺えます。ひとり親家庭が貧困に陥らないための防止策や脱するための支援と制度の周知が必要です。

【具体的施策】

内容	担当課
生活上の不安を解消するため、制度や子育てなどの家庭生活への支援サービスの情報提供を行います。	こども支援課
生活安定を図るため、児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成などの助成に関する情報提供を行います。	こども支援課
経済的・社会的自立を促進するため、職業能力開発・技能習得に関して情報提供し、就業促進を図ります。	こども支援課
支援を必要とするひとり親家庭が相談窓口につながるように情報提供を行います。	こども支援課

【参考】胎内市の児童扶養手当に関する数値（令和6年3月末時点）

- ・ひとり親世帯：235世帯
- ・ひとり親世帯のうち児童扶養手当の支給対象世帯：195世帯

重点目標 4

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく支援

これまで女性への支援については、旧売春防止法に基づく婦人保護事業にはじまり、ストーカー行為等の規制等、様々な支援対策が講じられてきました。一方で、女性が抱える困難な問題は、近年、複雑化、多様化しており、女性の「保護更生」を目的とする旧売春防止法を規定根拠として拡充してきた従来の支援の枠組みでは限界がありました。

こうした状況をふまえ、女性がそれぞれに抱える困難な問題とその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を早期からとぎれなく包括的に受けられる体制を整え、だれもが安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、令和4年5月19日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下、「困難女性支援法」という。）が成立しました。

困難女性支援法に基づく支援等の対象となる困難な問題を抱える女性について「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）」と規定しています。本計画では、困難女性支援法が定義する状況に当てはまる女性であれば年齢、障がいの有無、国籍等を問わず、性的搾取により従前から婦人保護事業の対象となってきた方を含め、支援の対象としています。

【施策の方向】

(1) 困難を抱える若者・女性への支援の充実（困難女性支援）

【現状と課題】

- ・ 県が実施した「困難な問題を抱える女性に関する意識調査*」では、日常生活で困難さに「心身の健康に不安がある」が一番高い回答となりました。また、同調査で、若年女性は行政機関等に支援を求めることを敬遠する傾向があることが分かっています。若年女性は、予期せぬ妊娠により困難に直面しているケースもあります。支援が必要でも行政機関につながりにくい人（特に若年女性等）に対しては積極的なアウトリーチ等の支援体制の構築が必要です。また、困難な問題を抱える女性のうち、既存の制度の対象者のいずれにも該当しない場合の相談支援が必要です。
- ・ DV（ドメスティック・バイオレンス）や児童虐待等の分野では、行政間の引継ぎがうまくいかないことによるケースやDV被害者以外の親族間における暴力被害者相談支援等の必要性などの法律の狭間に陥るケースがあり、制度や組織による縦割り意識や組織の垣根を越えて、関係機関の支援者同士が連携することが必要です。

【具体的施策】

内容	担当課
ニート*などの若者の就労支援活動を促進するため、日常生活の不安や悩みなど相談窓口の充実を図ります。	福祉介護課 健康づくり課
本来大人が担うと想定されている家事や家族の介護などを日常的に行っているヤングケアラー*に対する支援や相談窓口の充実を図ります。	健康づくり課
コロナ渦によって表面化した家庭での精神的・経済的負担増などの女性が抱える様々な困難の解決や解消に向けた支援や相談窓口の充実を図ります。	総務課 福祉介護課 健康づくり課

【参考】胎内市の困難を抱える若者・女性に関する数値

- ・ ひきこもり状態にある人数^{※1}：271人（令和7年1月 速報値）
※1 65歳未満で仕事や学校に行かず、家族以外の人とほとんど交流をしない方
- ・ 小中学生ヤングケアラー*数：3人（令和6年8月 調査時点）

基本目標 V

推進体制の整備及び管理

- 毎年度、男女共同参画の推進を図るために、施策の取組状況を確認して検証します。
- 国際的な動向や社会情勢の変化に対して、男女共同参画の視点で、柔軟に対応した施策の推進を図ります。
- 男女共同参画の推進には、市民や事業者の担う役割も大きいため、情報提供や事業者と連携、関係団体との協働による啓発を行うなど、市・市民・事業者が一体となって事業展開をする必要があります。
- 市の男性職員が率先して育児に参画するなど、積極的に男女共同参画に取り組むことで、企業や市民へ浸透していくことが考えられるため、引き続き、男女ともに休暇等を取得しやすい環境整備及び制度の周知に努めるなど、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進を図ります。

【施策の方向】

- (1) 計画の進捗状況の管理及び市職員への男女共同参画意識の醸成
- (2) 市民・事業者・各種団体との連携・協力
- (3) 国・県・他市町村との連携
- (4) 国際的理解・協調の推進

【具体的施策】

内容	担当課
<p>毎年度、進捗状況について「胎内市男女共同参画推進委員会」で効果を検証します。</p>	<p>総務課</p>
<p>職員で構成される「胎内市男女共同参画検討チーム」を設置し、男女共同参画に関する事業について検討を行います。</p>	
<p>ハッピー・パートナー企業*として、市が職場や家庭における男女平等・男女共同参画を積極的に推進します。</p>	
<p>胎内市特定事業主行動計画*に基づき、市職員の出産・育児に関する休業等の取得促進を図り、男女ともに子育てに参画しやすい職場環境の整備に努めます。</p>	
<p>市民に対して積極的な情報提供を行い、プランの周知を図るとともに、市民や各種団体との連携を深め、プランの推進を図ります。</p>	
<p>国・県及び他市町村との連携を強化し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的に推進するための情報交換を行います。</p>	
<p>国際的な動向を男女共同参画の推進に活かしていくとともに、市民・事業者・各団体に対して男女共同参画の取組への理解を促進します。</p>	